

ISFJ2015

政策フォーラム発表論文

子育て環境の充実と 住まいに関する一考¹

～東京圏市区町村別パネルデータを
用いた実証分析～

大阪大学 後藤正之研究会 社会保障②分科会

小田 健太 加藤 久美子 中村 光穂

井上 結梨子 山本 知輝

2015年11月

¹ 本稿は、2015年12月5、6日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2015」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、後藤正之教授（大阪大学）、明坂弥香氏（大阪大学社会学研究所博士後期課程）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

日本社会の抱える深刻な問題の一つとして、少子高齢化が挙げられる。国立社会保障・人口問題研究所によると、2013年時点で合計特殊出生率(以下、出生率とする)が1.43と、人口維持ラインである2.07を大きく下回っており、将来の人口減少は避けられない状況にある。少子化による影響について、様々な観点から議論がなされており経済的・社会的悪影響が問題視されている。生産年齢人口の減少に伴い日本の経済規模を縮小させ、若者世代が高齢者世代を支える社会保障システムが崩れるといった懸念がある。現在、国内外問わず各国政府によって、多様な少子化対策が実施されているが、その有効性については定かではない。

日本においても、少子化現象を国全体の問題として取り上げ、出生率の向上を目指そうという姿勢は、現行の政策や数々の論文から見受けられる。しかし我々は、子どもを持つかどうかということは個人の選択に任せるべきだと認識のもと、少子化社会を捉え、本稿の執筆を行ったことを予め述べておく。その結果、本稿の現状分析では、少子化の要因の一つとして、個人の理想と現実の子ども数の乖離に注目した。夫婦が持つ子どもの数が年々少なくなっている原因には、「子どもを持ちたくない」と考える若者が存在する一方で、「子どもを持ちたいけれども何らかの理由で理想よりも少ない数だけ生む、あるいは子どもを持つこと自体をあきらめる」という選択に迫られる若者も少なくないという現状が存在するのである。子どもを持たない、結婚しないという個人の選択に対して、国が介入して出生率を上げようと介入すべきではない。しかし、生みたいのに子育て環境や制度が整わず、子どもを理想の数だけ持つことができない個人が存在するのであれば、政府は積極的に対策を講じるべきである。

更に、我々は東京圏²に焦点を当てて分析を行うこととした。これは、東京圏の若者人口が他地域に比べて数が多く、その割合も大きい一方で、出生率が低いからである。また、他

² 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の一都三県を表す。

地域と同様に、理想と現実の子ども数の乖離も存在する。東京圏においては「家族形態の変化」「住宅形態」と「女性の労働形態の変化」が少子化の主な要因となっている。一点目は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化によって、子育て世帯が周囲に子育て支援を求めにくくなったということである。二点目は、東京圏では住宅費が高く子育てを快適に営むために十分な広さの住まいを確保できない若者世帯が存在するということである。三点目は、東京圏において女性の社会進出が活発であると同時に、子育てや家事の時間を犠牲にしている女性が数多く存在するということだ。ゆえに、子育てに不安を感じ、出産を控える若者が増加しているのである。

このような現状を踏まえ、本稿では若者の多い東京圏において彼らの理想に反して出生率が低いことを問題意識として捉え、出産を阻害する要因は何かというリサーチ・クエスチョンを設けた。そして分析によって明らかになった阻害要因を取り除く政策を提言する。

これまでに、出生率を決定する要因の実証分析を行った先行研究は多々存在するが、分析結果を踏まえて、現行の少子化対策が出生率向上に有効なのかまで言及する論文は少ない。あるいは、政策の有効性を検証した研究であっても、地域の特性を十分に反映できない都道府県別データを使用した分析や、一時点のみの分析にとどまり、問題解決のためにはなお改善の余地が大いにあるといえる。

そこで本稿では、東京圏の市区町村別パネルデータを用いて分析を行った。1993～2012年を5年毎の四期に分け、合計特殊出生率を被説明変数として、固定効果モデルにて分析を行った。説明変数には、多くの先行研究で用いられていた「世帯収入」「女性賃金」「一人あたり教育費」「住宅地平均地価」「保育所定員指数」の他に、本稿での現状分析から東京圏における出生率の決定要因であると考えられる、「一住宅あたり延べ面積」「核家族世帯率」も独自に加えた。分析結果から「住宅地平均地価」が負に有意、「一住宅あたり延べ面積」が正に有意な影響を与えることがわかった。つまり、生活基盤である住宅に着目した際、住まいにかかる費用が高い地域では子どもを持ちにくく、より広い居住スペースを確保できるほど子どもを持ちやすいということである。これらの結果を踏まえて政策提言を行った。

現在、地域の取り組みとして各自治体には、広さなどの基準を満たした子育て支援住宅を認定し、そこに居住する子育て世帯に家賃補助などを与える制度が存在する。その制度の課

題として、東京圏においてはそのような住宅への需要は高いが供給は少ないということが挙げられる。その課題を解決するために、二つの政策提言を行った。一つ目は、持ち家と民営の借家のリノベーション住宅も子育て支援住宅として自治体が認定するように国が推進することである。これによって、入居者は住宅ローン金利優遇や家賃補助等を受けることができるようになり、そうした住宅の需要が高まる。需要が供給を生み出すことを踏まえると、この政策を実施することによって、結果として、リノベーションされた子育て支援住宅の認定件数が増加すると考える。

二つ目は、一つ目の政策が実行された場合に、子育て支援賃貸住宅と子育て向けリノベーション賃貸住宅の提供者に対して法人税優遇を行うことである。

現在、「くるみん税制」として、積極的に従業員の子育て支援を行う企業の法人税を、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策資産（厚生労働省が定めた、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした資産のこと）に対して割増償却の適用により、法人税を軽減する制度がある。「ゆかりん税制」は、この「くるみん税制」を、入居者の子育て支援を積極的に行う住宅提供者を対象に応用した政策である。以下に政策の概要を述べる。

既存の次世代育成支援対策資産に子育て支援賃貸住宅と子育て向けリノベーション賃貸住宅を組み込む。これを受けて、住宅提供者は次世代法に基づく行動計画に当該資産の導入を目標として掲げる。行動計画期間内に実際に導入を達成し、各自治体の定める子育て支援住宅の基準を満たすことが確認された場合、子育て支援住宅の認定とともに次世代育成支援対策資産の導入証明書が交付され、企業は税務署にゆかりん税制適用を申請できる、という仕組みである。これによって、子育て支援住宅を提供するインセンティブを付与し、供給を喚起することができると思う。更に、単なる法人税率の引き下げといった形ではなく、事業の設備投資にかかる減価償却資産に焦点を当てた点も、子育て支援住宅の増加に効果的な政策であるといえる。

本稿では、住宅環境と子育てを組み合わせ、政府、自治体、子育て世帯に加え企業をも巻き込み、子育て環境の整備に取り組むことで、より子育てのしやすい社会を目指す。

目次

はじめに

第1章 現状分析・問題意識

第1節 少子化の現状

第1項 少子化による日本全体への影響

第2項 少子化の要因に関する議論

第2節 東京圏の少子化の現状

第1項 東京圏に注目する意義

第2項 東京圏における少子化の要因

第3項 東京圏における出産・子育て政策

第3節 問題意識

第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

第1節 先行研究

第1項 子どもの数の決定要因に関する理論

第2項 出生率を決定する要因

第3項 政策変数について

第2節 本稿の位置づけ

第3章 理論・分析

第1節 変数選択

第1項 被説明変数

第2項 説明変数

第2節 パネルデータを用いた実証分析

第1項 モデルの選択

第2項 分析モデル

第3節 推計結果

第4節 推計結果の考察

第4章 政策提言

第1節 子育て支援住宅の現状

第2節 政策提言

第1項 子育て向けリノベーション住宅の認定

第2項 「ゆかりん税制」による子育て支援賃貸住宅への税優遇

第5章 終わりに

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

これまでに、理想の子育て生活を可能にするための政策が多方面から講じられてきたが、未だ少子化の波を食い止めることができていない。加えて個人の幸福追求に目を向けると、理想と現実の子ども数の乖離を解消することが必要だが、その成果も出ていない。更には、東京圏への若者集中が顕著に見られる現在、東京圏における少子化対策や子育て支援が必要とされている。

本研究の目的は、少子化という社会問題を改善するためにいかなる政策が必要なのかを研究し提言することにある。先述の東京圏における若者は、他の地域と同様の理想子ども数を掲げているのにも関わらず出生率が低く、理想と現実の子ども数に乖離が見られることが、現状分析で明らかになったため、本稿では東京圏における出生率向上に的を絞った。

多くの先行研究には、日本全体の出生率の動向を観察したものや、都道府県を対象としたものが存在するが、特定の地域を対象とした研究は少ない。また、それらは出生率決定の要因分析にとどまっており、出生率回復に向けた政策について具体的に示してこなかった。そこで、阿部・原田（2008）は全国の市区町村別のクロスセクションデータ分析を行い、出生率決定の要因変数と政策変数を結合して政策の効果を評価することを独自性とした。

これらの先行研究の限界は、日本全国の傾向を明らかにした一方で、地域毎の特殊な環境を考慮しておらず、地域の出生率決定要因を分析していないことであると考えられる。また、阿部・原田(2008)では、人口10万人を基準に市区町村を分類しているものの、人口規模による影響を考慮したのみであり、地域性を分析に取り入れているということではできない。加えて、出生率決定要因を一時点のみで捉えており、地域の属性による影響や長期的に出生率に影響を及ぼす要因について考慮し切れていないといえる。

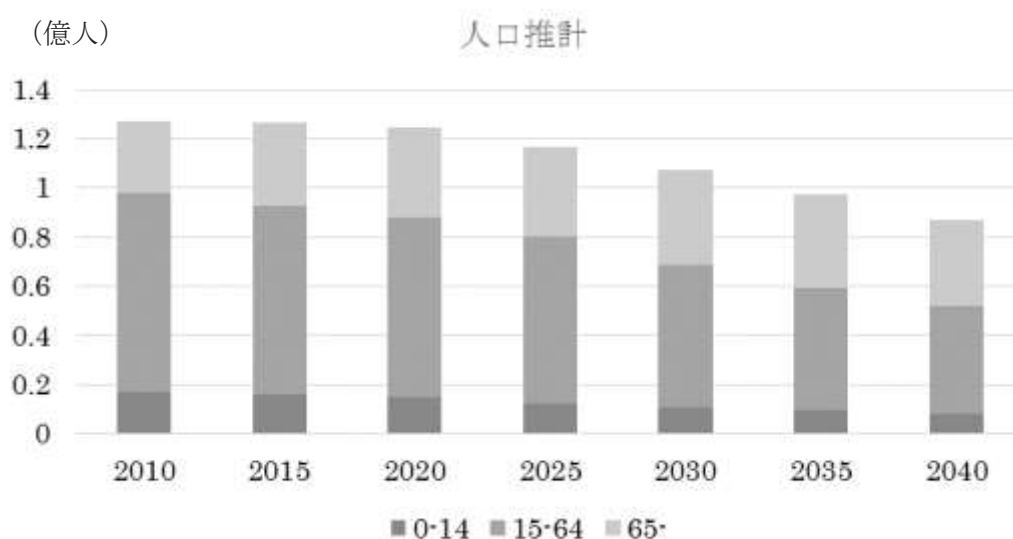
本稿では、東京圏の出生率決定要因を約 20 年間の市区町村別パネルデータを用いて分析を行う。結果として「住宅地平均地価」が負に有意、「一住宅あたり延べ面積」が正に有意な影響を与えることが明らかにされた。

分析結果と、東京圏における子育て支援住宅の現状を踏まえて、我々は、子育て支援住宅の認定対象にリノベーション住宅を加えることと、子育て支援住宅を積極的に導入する住宅提供者に対して法人税優遇を行う「ゆかりん税制」を提言する。

第 1 章 現状分析・問題意識

第 1 節 少子化の現状

はじめに、日本の人口構造に関する概略を述べる。人口構造の議論においては、周知の通り、少子高齢化が深刻であると主張されている。国立社会保障・人口問題研究所は 2013 年時点の出生率が 1.43 であると推計している。人口維持ラインである人口置換水準が 2.07 であることから、このままの出生率が持続すれば 2060 年の総人口は 8,670 万人にまで減少すると同研究所は結論づけている。(図 1)



(図1) 2010年は総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より著者作成

第1項 少子化による日本全体への影響

少子化による悪影響は「経済的影響」と「社会的影響」の二つに分類される。

まず、一点目の悪影響である「経済的影響」について述べる。少子化によって、生産年齢人口が減少し、かつ消費者も減少することが見込まれるので、日本の経済規模が縮小する可能性がある。国立社会保障・人口問題研究所によると、15～64歳の生産年齢人口は2013年10月時点で7,901万人であったが、将来推計では2060年に4,418万人まで減少するとされている。また、子育てや教育などに関する産業の減退も見込まれる。

次に、二点目の悪影響である「社会的影響」について述べる。子どものいない世帯の増加によって、親族による高齢者の介護が困難になり、社会による扶養の必要性を高めるという主張が存在する。同研究所によると、高齢者一人を支える生産年齢人口は、2010年時点で2.77人であったが、将来推計では2060年に1.28人まで減少するとされている。政府広報オンラインによると、社会保障費は1990年度に11.5兆円であったのに対して、2015年度では31.5兆円にまで増加している。その社会保障費を賄う財源には、公費と保険料があるが、ともに増加しており、さらに公費の多くは国債発行によるものである。この現状では、社会保障制度の安定的な機能が困難になる可能性がある。

一方で、少子化が社会に好影響を与えるという指摘がしばしばなされる。それは、大都市において、人口集中による過密状態が解消され生活環境が改善されうることである。しかし、この主張に対して、都市部への人口集中傾向が変化しないなら、その効果に疑問を持つという指摘もある。つまり、少子化が進んだとしてもこの問題の根本的な解決にはつながらないのである。

第2項 少子化の要因に関する議論

さて、少子化を考える際に、晩婚や未婚といった問題だけに注目するべきではないということについて述べる。

一般的に、未婚化や晩婚化という現象が日本の出生率の低下要因としてよく挙げられる。晩婚化が進んでおり、結婚後に子どもを持つこと自体難しくなっているともいえる。平成18年内閣府による「少子化対策の現状と課題について」では、「少子化の主な要因は晩婚化・晩産化」とされ、有識者へのヒアリングが行われている。また未婚化の問題もあり、そもそも子どもを持ちたくない若者が増えているのではないかという議論が存在する。データによっても明らかにされてきている領域である。少子化対策を考えるのであれば、晩婚化や未婚化といった問題にアプローチするべきではないかと指摘を受けるかもしれない。しかし、以下のような指摘が多数存在することも事実である。

山口（2005）は、少子化対策を検討する際、晩婚化や未婚化以外にもアプローチする余地があると主張する。非婚化・晩婚化が少子化の一因であると認めつつ、日本は米国や他の西欧諸国に比べ家庭での妻の家事子育ての負担度が高く、職場環境も比較的整わず、出産による離職後の再就職にハンディが大きいとし、少子化は既婚女性を取り巻く社会環境にも大きく影響されるとしている。

本稿でも、晩婚化や未婚化ではなく、子育て環境に着目したい。なぜなら、個人の意思で結婚を遅らせることや、結婚をしないことを選択するのであれば、それは尊重されるべき事柄であり、国に介入の余地はないからである。また結婚したくてもできない人も一定数存在するとも言われているが、これは未婚や晩婚といった問題と関連するものと位置づけ、上記と同じ理由で本研究では扱わないこととする。

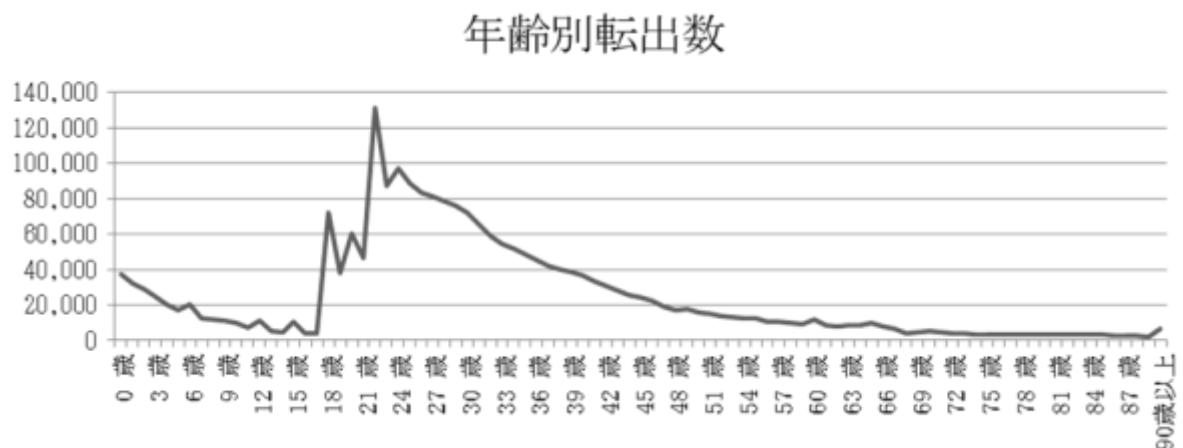
第2節 東京圏の少子化の現状

ここまで日本全体の少子化の現状を述べたが、本節では東京圏に的を絞って論を進める。

第 1 項 東京圏に注目する意義

東京圏には将来子どもを持つ可能性が高い若者(20~39歳と定義する)が多く居住する。また東京圏への人口集中が著しく、その多くは若者である。つまり、現状として若者の比率が高い東京圏にさらに若者が転入してきているという事実が存在する。また、全国規模で理想と現実の子ども数に乖離があることが知られているが、東京圏においても、その乖離が同程度存在する。以上のことから、潜在的に出産や子育てをする能力が高いとされる世代が多い地域に的を絞ることは、日本全体の少子化対策にも貢献すると考える。本稿では、ここに東京圏に注目する意義を見出した。以下にその具体的な現状を述べる。

まず、東京圏における若者の総人口比率は、総務省「人口統計」によると、2013年には男性31.9%、女性30.9%となっている。つまり、東京圏の人口は若者が大きな割合を占めているといえる。次に、東京圏内の若者比率が高いという事実に加え、東京圏への若者の転入数が高いという事実がある。まず日本全体を見ると、人口移動の主役は若者であることが分かる(図2)。また、0~4歳の移動も多いことから、子連れでの移動が多いと考えられる。



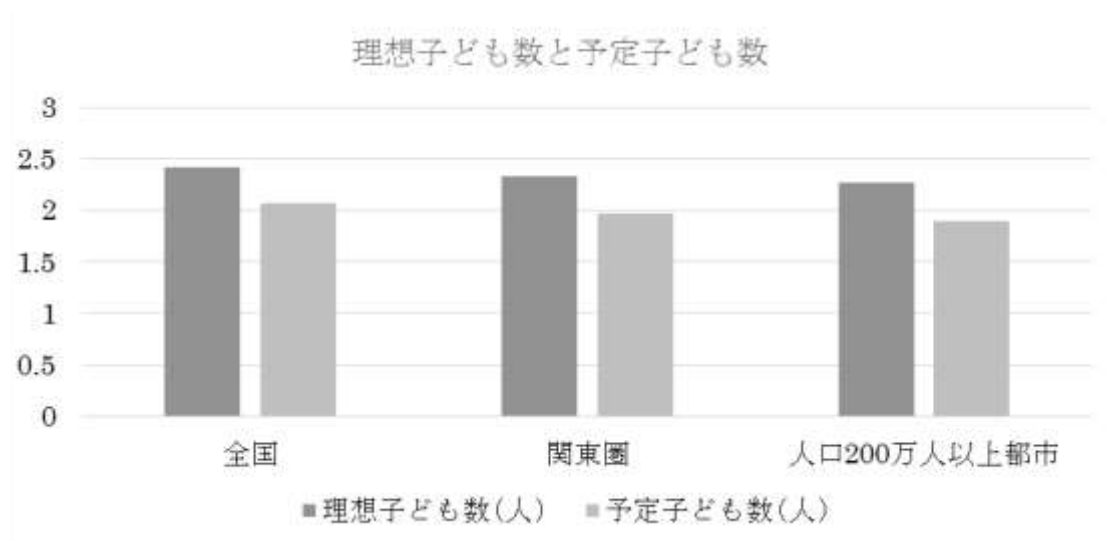
(図2) 「住民基本台帳人口移動報告 2014年」より著者作成

東京圏の社会増加率は、総務省統計局によると、東京都 0.68%、埼玉県 0.23%、神奈川県 0.19%、千葉県 0.08%となっており、東京圏への集中が見られる。以上から、若者の比率が高い東京圏に更に若者が転入してきているといえる。

転出入の理由は進学や就職が大きな割合を占める。総務省統計局「平成 14 年就業構造基本調査」では、子育てのための県外転居はわずか 0.8%と示されており、出産を考慮して東京圏への転入を図る人口も同様にごくわずかであると予想される。東京圏への若者集中の原因は、大学や企業が集中していることであろう。つまり、東京圏には若者が多く存在し、若者転入も顕著であることから、今後も若者の増加が予測できる。

次に、他の地域と同様に、東京圏においても出産の理想を叶えられていない現状について述べる。第一に、東京圏の出生率は全国平均を大きく下回っている。「平成 26 年(2014)人口動態統計の年間推計」によると、全国平均が 1.39 であったのに対して、東京都は 1.15 と全国で最も低い値となっている。埼玉県 1.31、千葉県 1.32、神奈川県 1.31 であり、いずれも東京都より高い値であるが、全国平均には達しておらず、東京圏全体としても出生率は低いとすることができる。

第二に、先述した理想と現実の子ども数の乖離に着目する。まず、全国平均の調査を概観する。総務省統計局「平成 22 年国勢調査」によると、「理想子ども数」は調査開始以来最低の 2.42 人を記録した。「予定子ども数」も初めて 2.10 人を下回り、2.07 人となっており、0.35 人の乖離が存在する。次に、東京圏をみる。統計データの制約上、「関東地区平均」と「人口 200 万人以上の都市平均」の 2 つの調査を取り上げる。厚生労働省「第 14 回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」によると、関東地区の「理想子ども数」は 2.33 人、「予定子ども数」は 1.97 人であり、0.36 人の乖離が生じている。また人口 200 万人以上の都市の「理想子ども数」は 2.27 人、「予定子ども数」は 1.90 人であり、0.37 人の差が生じている。たしかに東京圏では、出生率が低い。しかし理想の子ども数と実際に夫婦が出産を予定する数は乖離しているのである。つまり、全国平均の乖離と同じように、東京圏にのみ注目した場合においても、理想子ども数と完結子ども数においてほぼ同じ値あるいはそれ以上の乖離が存在しているのである。(図 3)



(図3) 「第14回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」より著者作成

以上をまとめると、東京圏には日本総人口のうち大きな割合の若者人口が存在し、さらに流入が続く。移住の理由がいかなるものであったにせよ、子どもを産むのに適した時期である若者人口が集中していながら、出生率は低い。しかし、理想の子ども数と実際の子ども数の乖離は他地域と同様に存在し、彼らは出産を望んでいるのである。

次項から、このような東京圏における少子化の要因と、それに対してどのような政策が行われているのか検討したい。

第2項 東京圏における少子化の要因

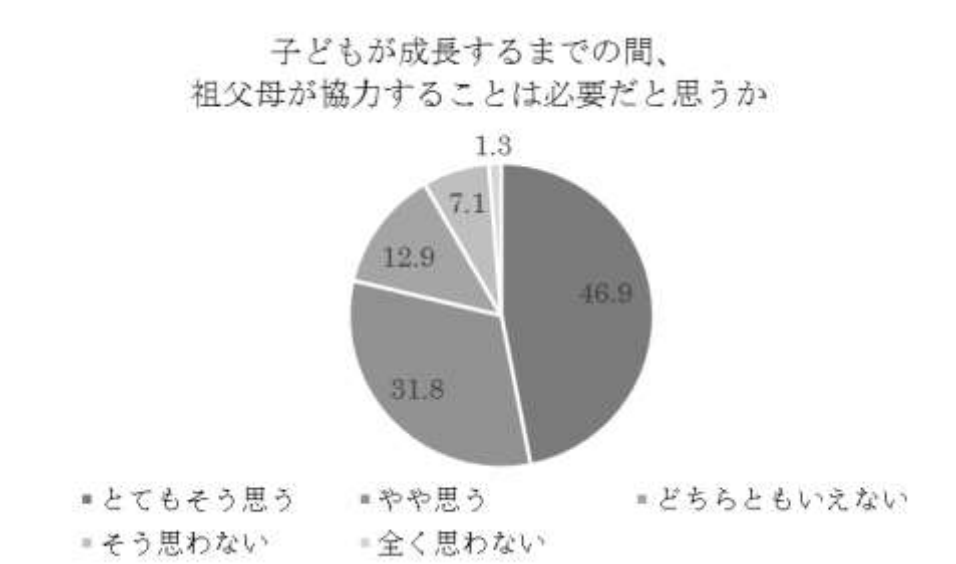
東京圏に特有の少子化の要因は、主に(1) 家族形態の変化(2) 住宅形態(3) 女性の労働形態の変化の2つに分けることができる。

(1) 家族形態の変化

しばしば、子育て政策は、三世代同居や地域のつながりといった観点を交えて議論される。太田(2014)では、「親から受ける直接的な支援として、子どもの相手・預かり、食事の援助などさまざまである、三世代同居の場合はこういった支援は受けやすく、一方で核家族化

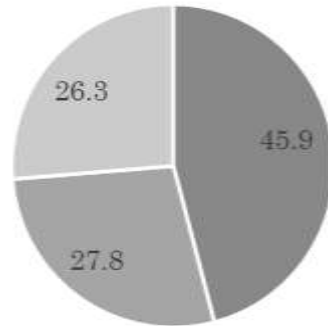
は世代を超えた子育ての知恵が伝承されにくくなり、子育て能力の低下や子育て不安を抱える夫婦が多くなる」と考察している。また、同論文において、地域のつながりが希薄化し、社会とのつながりが弱まることによる、子育て中の家族の孤立も指摘されている。

実際に、内閣府の「平成 25 年度 家族と地域における子育てに関する意識調査」によると、「子どもが小学校に入学するまでの間、子どもからみた祖父母が、子育てや家事の手助けをすることは望ましいと思いますか」という設問に対して、78.7%がそう思うとしている（図 4）。また、東京圏在住の 3～12 歳の子を持つ親 600 名（男女各 300 名）対象の「“子育て世帯の住まい探し”実態調査（アットホーム調べ）」によると、現在、実家の近くに住んでいない人で、「実家の近くに住めば良かったと思ったことがある」と回答した人は 45.9%と半数近くに上っている（図 5）。また、「子育てをする人にとって、地域の支えは重要だと思いますか」という設問に対して「重要である」と回答している割合が 90%であることから、子育てにおいて、当人だけでなく親族や地域の人々といった第三者の協力が必要とされていることが分かる。（図 6）



（図 4）内閣府「平成 25 年度家族と地域における子育てに関する意識調査」より著者作成

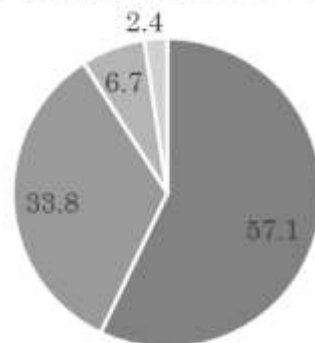
子育てにあたって、実家の近くに住めば
良かったと思うことはあるか



■はい ■いいえ ■どちらでもない

(図5) 「“子育て世帯の住まい探し”実態調査(アットホーム調べ)」より著者作成

子育てをする人にとって、
地域の支えは重要だと思いますか



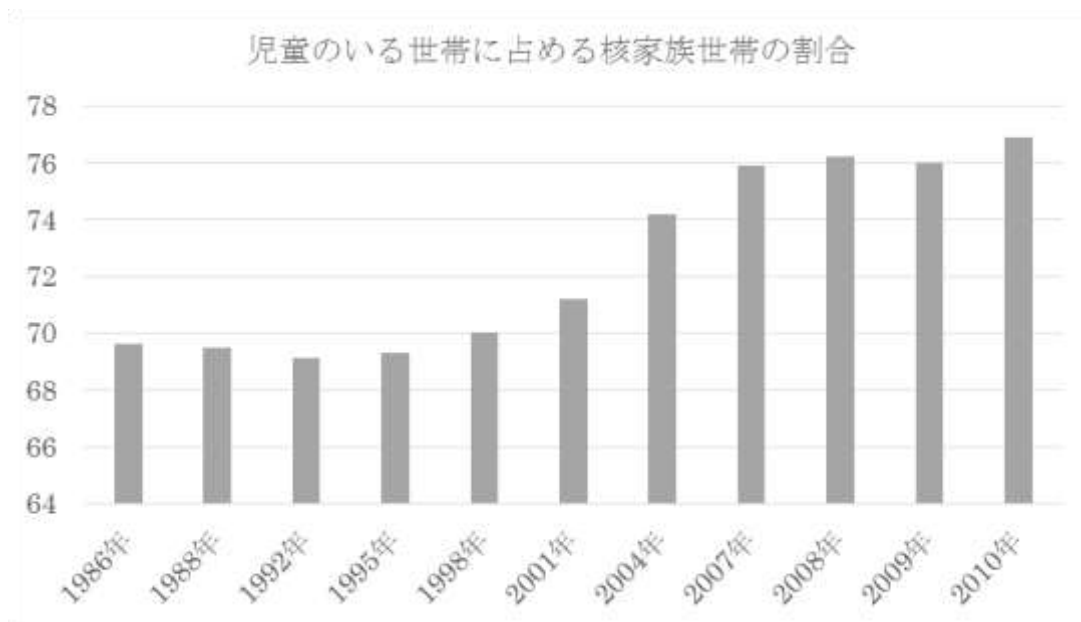
■とても重要だと思う ■やや重要だと思う
■あまり重要だと思わない ■まったく重要だと思わない

(図6) 「“子育て世帯の住まい探し”実態調査(アットホーム調べ)」より著者作成

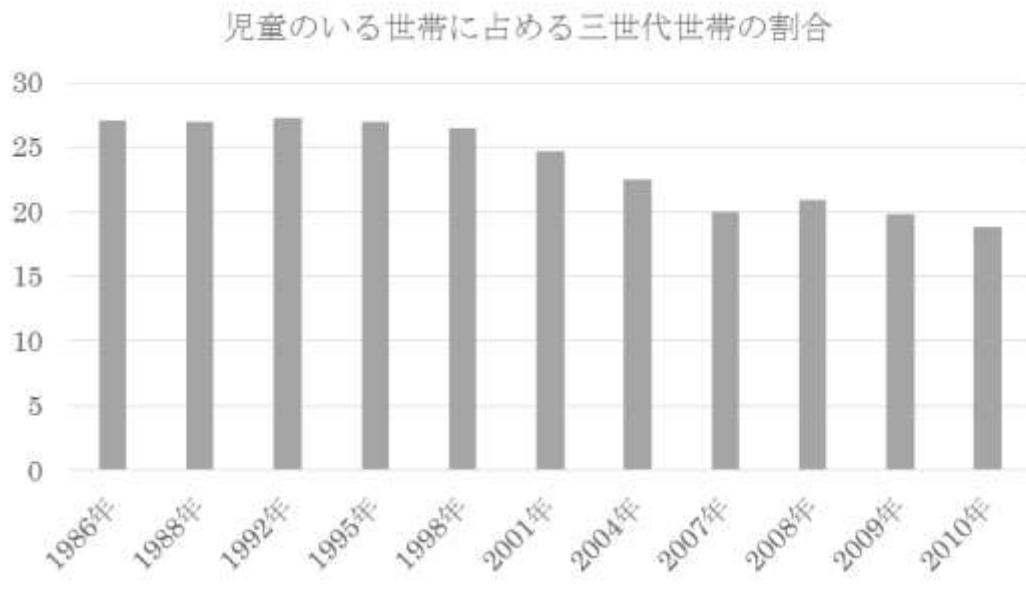
かつては三世代同居などがよく見られる居住形態であったが、1970年代中頃から核家族化が進み、また若者の都市集中に伴い、家族の居住構造も大きく変化した。1986年から2010年度までの児童のいる世帯に占める核家族世帯と三世代世帯の割合の推移を見てみると、児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあり、2010年度は全体の80%近く

を占めている（図7）。その一方で、児童を持つ世帯に占める三世帯世帯の割合は減少しており、2010年時点では20%にも満たない（図8）。特に、東京圏においてこの核家族化の現象は顕著である。「東京都統計年鑑 平成25年度」によると、児童のいる世帯における核家族割合（核家族のうち子どもあり/核家族のうち子どもあり+非核家族のうち子どもあり）91.5%であり、全国平均の76.9%と比較して高い数値をとっている。また、地域のつながりに関しては、内閣府「社会意識に関する世論調査（平成26年度）」によると、「地域での付き合い程度がどのくらいあるか」という質問項目について、「付き合っている」と回答した割合は、小都市では75.7%であるのに対して、大都市では63%、東京都のみについては58%であることから、東京圏は他地域と比較して地域の希薄化という現状が顕著であるといえる。（図9）

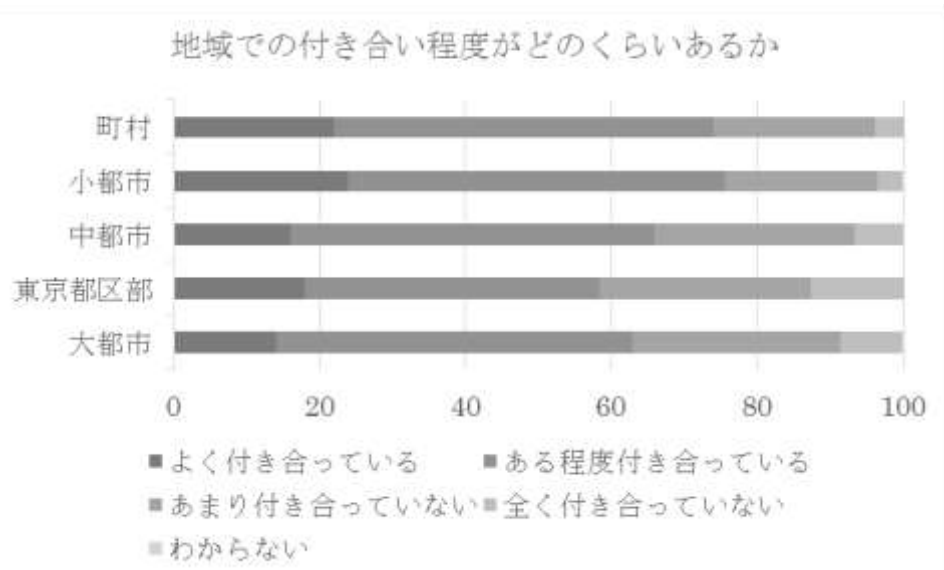
このことから、東京圏は子育て世代が他者の協力を求めているにもかかわらず、核家族化や地域のつながりの希薄化が問題で、周囲の協力を得にくい状況があると考えられる。



（図7）「東京都統計年鑑 平成25年度」より著者作成



(図8) 「東京都統計年鑑 平成25年度」より著者作成



(図9) 「内閣府 平成26年度社会意識に関する世論調査」より著者作成

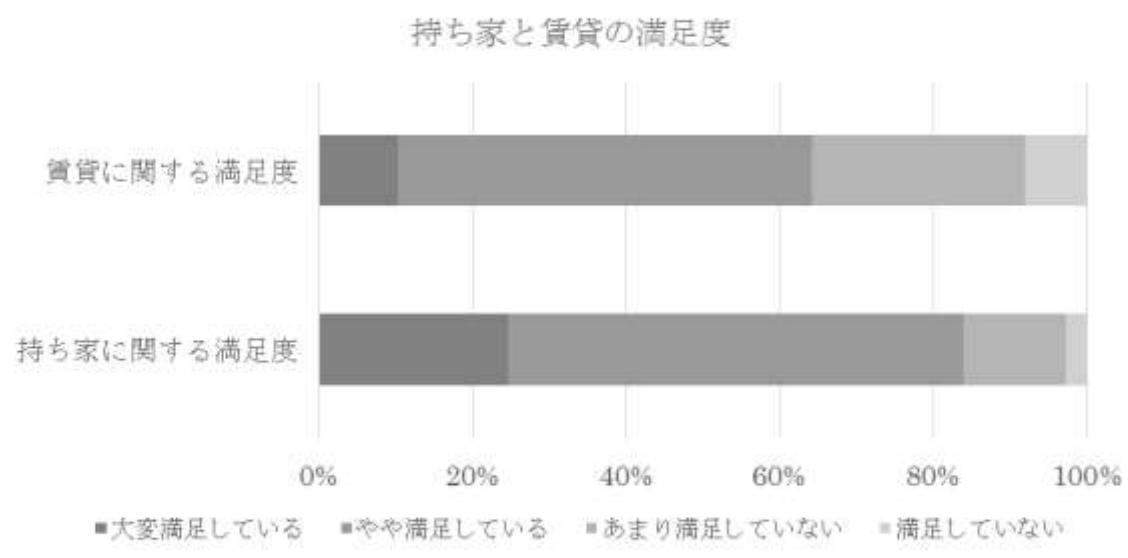
(2) 住宅形態

次に、東京圏における住宅形態の特徴について述べる。「“子育て世帯の住まい探し”実態調査(アットホーム調べ)」において、「現在の住まいは子育てを考慮して選んだか」と

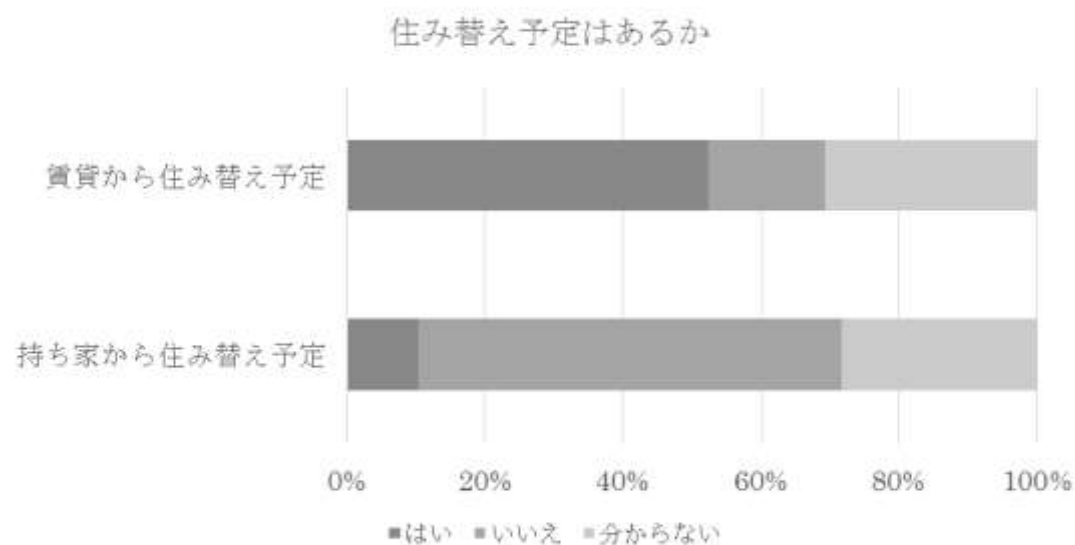
の設問に、56.3%の人が、周辺環境や住まいの部屋数、構造などさまざまなことを吟味した上で「はい」と回答していることから、子育て要因として住宅形態を考慮することは必要であると考える。

東京圏の児童を持つ世帯の居住形態について見てみると、66%が持ち家であり、全国の78%と比較すると、持ち家の割合が12%低い。しかし、同調査では、子育ての視点での住まいの満足度は、持ち家に関しては、「大変満足」と「やや満足」を合わせると84%であり、賃貸と比較したところ、19.7%も持ち家の満足度が高い結果になっている（図10）。さらに「今後住み替え予定があるかどうか」という質問について「はい」と回答したのは、持ち家入居者は10.3%であるのに対して賃貸住居者は半数以上を占めている（図11）。住み替えの理由については、賃貸住宅の室内環境・設備の不満点である、「お風呂場・洗面所（38.9%）」「収納（36.3%）」「壁・床の厚さ（防音）（31.9%）」「日当たり・風通し（27.3%）」「キッチン（24.8%）」「トイレ（18.5%）」「間取り（18%）」、また周辺環境等の不満点である、「窓を開けると騒音がする（27.0%）」「隣接入居者との人間関係（19.2%）」「駅から徒歩圏内でない（17.3%）」「公園などの遊び場がない（15.6%）」が挙げられている。また「ミキハウス weekly リサーチ」によると、マンション入居者については、子どもを持つ賃貸入居者の半数が、購入資金を貯め分譲マンションを購入するためのステップとして賃貸マンションに居住しているということが分かる。

これらのことから、東京圏において賃貸入居者の割合が高いが、その満足度は低い。しかし、子育て世帯にとって住環境は重要であるので、そこに着目するべきだと考える。



(図 10) 「“子育て世帯の住まい探し”実態調査 (アットホーム調べ)」より著者作成



(図 11) 「“子育て世帯の住まい探し”実態調査 (アットホーム調べ)」より著者作成

(3) 女性の労働形態の変化

近年、女性の社会進出が進んでいる。この背景として、1980年～1990年代に男女雇用機会均等法制定により、女性の労働意欲が強まってきたことが考えられる。他にも、家計の経済的負担を補うために、夫だけでなく妻も働かざるを得ないといった状況も考えられる。つ

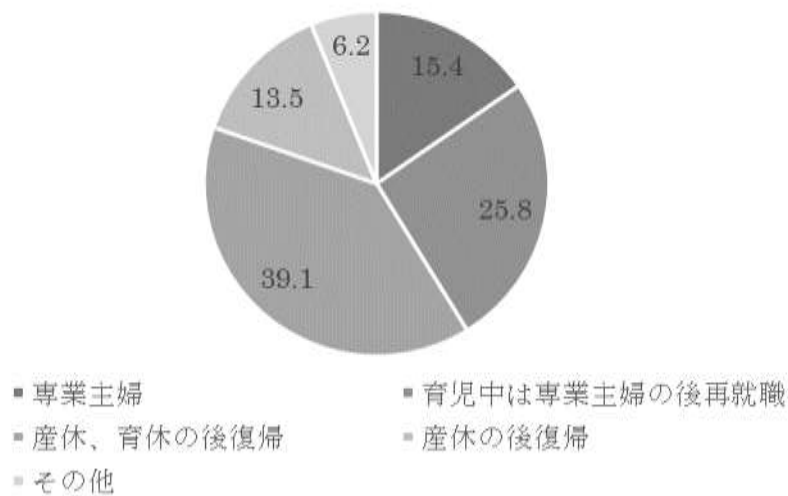
まり、このように社会進出の原因は一概に特定することはできない。いずれの原因にせよ、この流れに対応して、安倍政権もアベノミクスの成長戦略の一つとして「女性の活躍推進」を掲げており、少子高齢化社会により生産年齢人口が減少している今、労働力としての女性という存在は無視できないものという見解を示している。東京圏における女性労働力率は49.15%であり、約半数が働いていることが分かる。

女性の労働と子育ての関係について述べる。結論として、女性は出産・子育てと仕事を両立したいと考えているのにもかかわらず、その理想は実現されていないという現状がある。

ユーキャンによる「女性が輝く日本に関する意識調査」の「結婚をして出産をしたと仮定すると、希望はどれか」という設問に対して、52.6%が仕事を継続したい(「産休・育休の後復帰」と「産休の後復帰」の合計)と答えていることから、子育てと仕事の両立を希望しているといえる。(図12)

しかし実際には、総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」によると、子育てをしている者(25~44歳女性)の有業率は、東京都が39位、千葉県が43位、埼玉42位、神奈川県が47位である。また、内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 平成25年版」によると、年齢階級別の女性の労働力率を表す指標であるM字曲線の深さ(左側の山の頂点と谷底との差)は、神奈川県(18.0ポイント)を筆頭に、奈良県(16.8ポイント)、東京都(15.6ポイント)、千葉県(14.9ポイント)、大阪府(14.3ポイント)、埼玉県(13.8ポイント)、兵庫県(13.7ポイント)と大都市とその周辺地域が高くなっている。さらに、女性40歳以上の男女労働者84,000人を対象とした「継続就業女性の就労意識等に関する調査 平成27年度(公共財団法人21世紀職業財団)」によると、結婚の際に「辞めたいと思った又は退職した」とした女性について、その理由を見ると、「仕事と両立する自信がなかった」(41.4%)とする割合が最も高い。

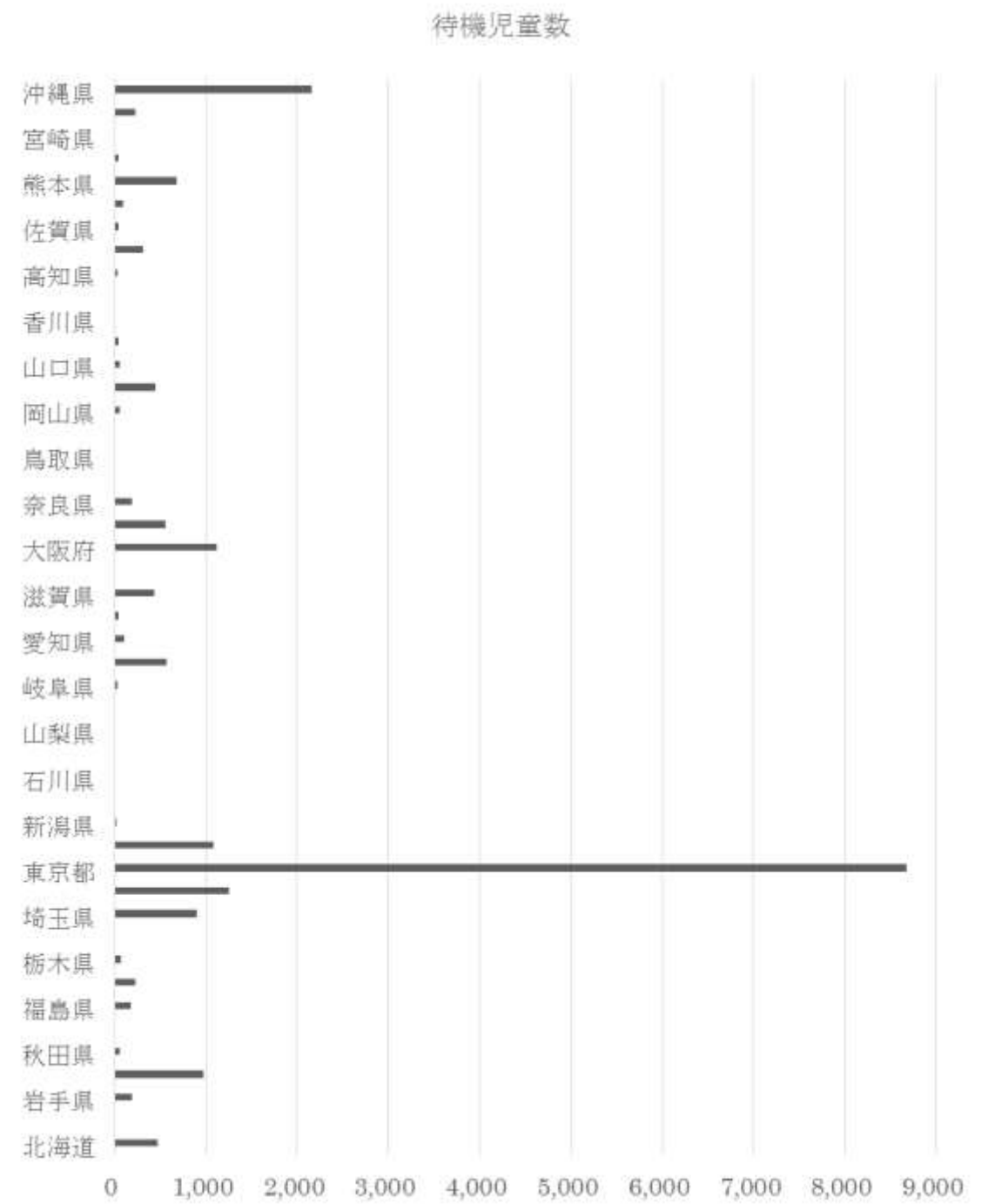
結婚をして出産をしたと仮定すると、希望はどれか



(図 12) 「女性が輝く日本に関する意識調査 (ユーキャン)」より著者作成

次に、出産・子育てと仕事の両立のために必要な条件は、東京圏においてどれくらい満たされているのかを検討する。必要な条件は、おもに子育て環境の整備と職場環境の整備の二つであると考えられる。宇南山 (2010) では、子育て環境の整備の一つとして、保育所の整備が出産・子育てと仕事の両立のために必要であると示されている。そこで、東京圏の保育所の整備状況について見てみると、東京圏の待機児童数は群を抜いて多く (図 13)、また、その数は年々増加傾向にあることが分かる (図 14)。実際、「“子育て世帯の住まい探し”実態調査 (アットホーム調べ)」によると、保育所探しに「苦勞した、あるいは今苦勞している」人は全国で 40.5%、東京圏では 50.5%と過半数にのぼっており、また、「今後住まいを購入する際に、入所できる保育所の有無を考慮するか」という質問に対し、「考慮する」と答えた人が 61.6%であった (図 15)。これらのことから、子どもを持つ世帯は保育施設の整備を望んでいるにもかかわらず、待機児童数は増加傾向にあり、ニーズを満たせていないと考えられる。さらに、職場環境の整備についてみる。「子育てをしながら働く女性の昇進意欲やモチベーションに関する調査 2013 (公共財団法人 21 世紀職業財団)」によると、第一子出産前よりも第一子出産後の上司の人事評価のほうが低いという結果が得られている。こういった職場の風土が女性の出産意欲を阻害していると考えられる。

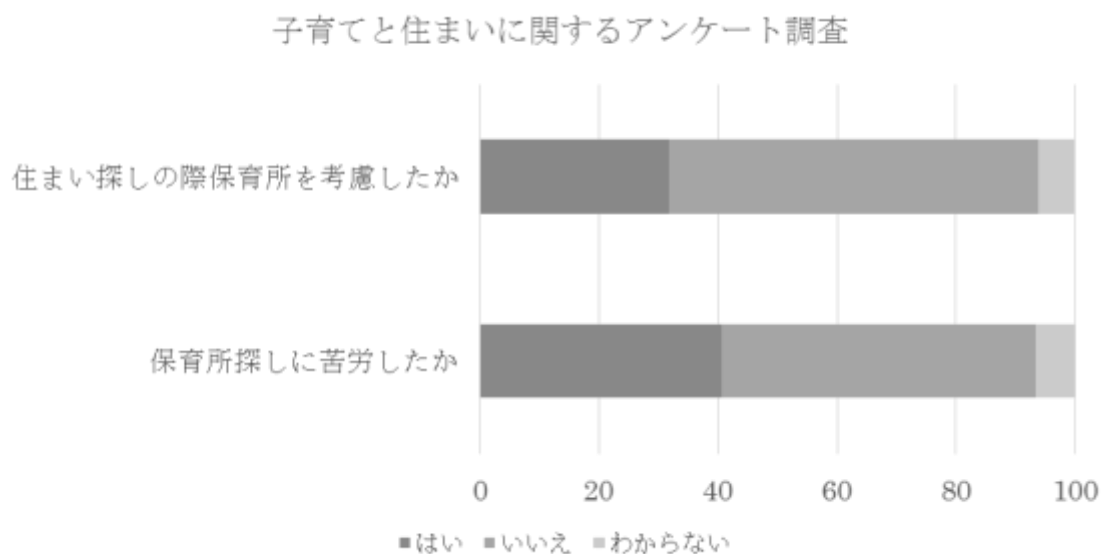
以上より、東京圏は働く女性が多いにもかかわらず、出産・子育てと仕事の両立を可能にするような子育て環境の整備や職場環境の整備が不十分であるといえる。



(図 13) 「厚労省 保育所関連状況取りまとめ (平成 26 年 4 月 1 日)」より著者作成



(図 14) 「東京都福祉保健局 都内の保育サービスの状況について」より著者作成



(図 15) 「子育てと住まいに関するアンケート調査(アットホーム)」より著者作成

第 3 項 東京圏における出産・子育て政策

平成 24 年 8 月に「子ども子育て関連法」が成立されて以降、各自治体で行う取り組みは多様化する動きを見せており、特に、出生率が他の地域と比較して低い数値である東京圏では、取り組みにより力を入れている。ここでは、東京 23 区の事例を取り上げる。

東京 23 区の主な子育て支援政策は、(1) 妊婦検診公費負担 (2) 子ども医療費助成 (3) 認可外保育施設の援助 (4) 私立幼稚園への補助 (5) 出産費用助成 (6) 不妊治療助成 (7) 子育て応援事業 (8) 転入転居助成に分類される。それぞれについて詳しく述べる。

(1) 妊婦検診公費負担

妊婦検診の公費負担制度であり、厚生労働省は 14 回が望ましいと各自治体に通知しており、23 区すべてにおいて 14 回分負担されている。里帰り出産等で居住地以外の医療機関で受診した場合でも助成されるが、詳細は市区町村により異なる。

(2) 子ども医療費助成

通院・入院時にかかる医療費助成の年齢制限は、区ごとに異なっており、千代田区と北区は高校 3 年生まで、それ以外の区は中学 3 年生までとなっている。全ての区において所得制限は設けられていないが、食事についての自己負担額は区によって異なる。

(3) 認可外保育施設の援助

児童福祉法に該当しない保育施設（東京都独自基準の認証保育所を含む）への補助制度である。補助金額は、月 1 万円から、杉並区の 6 万 7,000 円までにわたり、千代田区のように全額補助、または 20%を減額としている地区や、新宿区のように保育ママとよばれる家庭内保育者に月 5,000 円の補助金を出している地区も存在している。

(4) 私立幼稚園への補助

「就園奨励費」は、入園料補助金と保育料補助金の二つに分類され、国から補助金が交付され、「保護者補助金」は東京都から補助金が交付される。

(5) 出産費用助成

出産にかかる費用の援助。直接的な金銭面における補助は港区でのみ行われている。

(6) 不妊治療助成

子どもの有無に限らず、これから子どもを持ちたいという家庭を積極的に支援する区も存在する。港区の不妊治療費助成では、1年間で最大30万円、通算5年で最大150万円を所得制限なしで助成している。この額は2位の世田谷区（最大100万円）を大きく引き離して1位、他地区の2倍～3倍にあたるほどの額である。

(7) 転入転居助成

北区での、区内の民間賃貸住宅に住み替える場合、親と18才以下の子ども二人以上で構成する世帯に転居費用30万円まで助成する「ファミリー世帯転居助成」や、新宿区での「子育てファミリー世帯居住支援」などがある。

(8) 子育て支援事業

出産後の子育てに関連する事業で多岐にわたる。

(ア) 子育て世帯対象チケットサービス

足立区の「あだち子育てパスポート事業」、杉並区の「子育て応募券」など、子育て世帯を対象に、子育て支援サービスを利用できるチケットを提供している。渋谷区での「ハッピーマザー出産助成金」と呼ばれる一人の出産につき8万円の支給や、中央区での「出産支援祝品」のタクシー利用券のように、間接的に子育てを支援するものも存在する。

(イ) 子育て関係の情報発信システム

目黒区の「めぐろネット」のように、子育てに関する情報を積極的に発信するシステム。

(ウ) 保護者の交流システム

板橋区での東京家政大学と協同して親子セミナーを開催する「森のサロン」、品川区での妊娠中から就学前児童をもつ保護者への相談事業と子育てプランを支援する「しながわっ子 子育てかんがるープラン」、中野区での区民の自宅や地域センター等を開放して子育て中のママたちが交流する場を提供する「まちなかサロン」が例として挙げられる。つまり、保護者が地域社会においてセミナー等を通して交流できるしくみである。

(エ) 多子世帯対象サービス

葛飾区では、認可保育所の第二子、第三子の保育料等の減免（小学三年までの児童が三人いる場合に限る）や、三人乗り自転車（幼児 2 人同乗用自転車）の購入費助成を行っている。また大東区では、第三子以降の児童に出生時と、小・中学校入学時にそれぞれ祝品を贈呈する「にぎやか家庭応援プラン」を行い、荒川区では多子世帯への保育料等を減免する「ツインズサポート」を行っている。

第 3 節 問題意識

以上の流れを踏まえ、現状を簡単にまとめる。東京圏には日本総人口の大きな割合の人数が居住しており、若者の人口も多い。彼らは出産を望んではいないが、核家族化や地域のつながりの希薄化、また子育て環境や職場環境の未整備が要因で、出生率が低く、理想と現実の子ども数に乖離がみられる。ただし、理想と現実の子ども数の乖離が出生率の低さに影響していることも考えられる。

そこで本稿では以下を問題意識とする。それは東京圏において、若者が多く、出産を望んでいるにもかかわらず、出生率が低いということである。

さらにリサーチ・クエスチョンとして、東京圏において、出生率決定要因は何かと設定する。つまり東京圏での理想と現実の子ども数の乖離は、何らかの阻害要因によるものであると考え、その阻害要因、また逆に出生率向上を促進し得る要因を解明する。そしてその障壁を取り除き、子どもを持つことを望む若者の出産・子育てを支援するような政策の立案を行うことを本稿の目的としたい。

第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

第1節 先行研究

第1項 子どもの数の決定要因に関する理論

Becker (1965) は、広範な応用分野をもつ家計生産理論を提唱した。これによれば、家計が消費するのは家事生産物であり、その生産量は、家族が費やす時間（家事生産時間）と購入した財を投入要素とする関数となる。

更に Becker (1960) の提唱した、出産する子どもの数と、子ども一人当たりの潜在価格は家計にとって内生的に決定されるため、両者はトレードオフの関係にあるという「質・量モデル (Quality-Quantity Model)」を拡張し、子どもの数の需要関数を求めた Willis (1973) の理論を紹介する。個々の家計の効用関数は、家事生産物ベクトル Z_i で決定されると仮定する。すなわち効用水準 U は、

$$U = Z_i$$

である。家事生産物 Z_i の生産関数は以下のような形である。なお、 t_i と x_i は、家族が子ども全員に費やす時間投入と消費財投入である。

$$Z_i = f_i(t_i, x_i) \quad t_i \geq 0, x_i \geq 0$$

$$t_i = [t_{i1}, t_{i2}, \dots, t_{iv}], \quad x_i = [x_{i1}, x_{i2}, \dots, x_{im}]$$

家事生産物 Z_i を生産するには、家族 v 人のそれぞれの時間投入 C とともに m 種類の消費財の投入を必要とする。子どもの数 N と子どもサービス C (子ども一人当たりの質 Q と子どもの数 N の積) を、それぞれ効用関数に入る家事生産物の一つと考える。子ども一人当たりの質 Q の生産には、家族の時間投入と各種の消費財の購入を必要とするので、

$$C = NQ = Nf(t_c, x_c),$$

$$t_i = [t_{i1}, t_{i2}, \dots, t_{cv}], \quad x_i = [x_{i1}, x_{i2}, \dots, x_{cm}]$$

と表せる。

予算制約（家計の資産・夫の所得・妻の労働所得の和が財の購入額と等しいこと）と時間制約（妻の全ての時間が、妻の子育て時間と労働時間の和になること）から、家計効用関数を最大化させていくと、子ども一人当たりの潜在価格の上昇が子どもの数を少なくすることが言える。つまり、子どもの質が高い、妻の賃金や養育の機会費用による子どもサービスの潜在価格が高い、などの場合には子どもの数は少なくなる。子どもサービスの総量に対する弾性値は、それを成す子どもの数の弾性値と子ども一人あたりの質の弾性値を比較した際、前者よりも後者の方が大幅に大きい。よって、家計の所得の増加に伴って、所得効果により子どもサービスも増加するが、子どもの質の増加に大部分が費やされていく。Willis (1978) では、質と量が代替的であるため、家計効用が最大となる均衡値において、均衡する子どもの数を少なくする結果も、理論的にあり得ると述べている。

以上のことを数式で示すと、

$$U = U(N, Q, S)$$

U : 家計効用関数

N : 子どもの数、 Q : 子ども 1 人当たりの質、 S : 子どもサービス以外の家事生産物

(1) 予算制約

$$Y = H + wL = px$$

Y : 家計の所得

H : 家計の資産と夫の所得の合計、 w : 妻の賃金率、 L : 妻の労働時間

px : 財の購入額

(2) 時間制約

$$T = t + L$$

T : 妻の全ての時間

t : 妻の子育て時間、 L : 妻の労働時間

上記の制約条件は、均衡値においては、この家計が消費する総額（富の総量）の最大値 I を実現する。すなわち、

$$I = \pi_C N Q + \pi_S S = \pi_C C + \pi_S S$$

π_C : 子どもサービスの潜在価格、 π_S : 消費財の潜在価格

この条件を満たしつつ家計の効用を最大化するときの、子どもの数の需要関数は、

$$N^* = N^*(I, \pi_C, \pi_S)$$

となる。

まとめると、子どもの数は、家計の所得、妻の賃金、子どもを作り望む質まで育てる実質費用によって決定されることになる。

第 2 項 出生率を決定する要因

前項では子どもの数の決定要因についての理論を紹介したが、少子化が社会問題となっている中で、出生率の回復を目的とした論文は日本に数多く存在する。本項では、出生率の決定に関わる要因分析を行った代表的な 2 つの先行研究について、前述の Willis (1978) の議論を踏まえて以下に示す。

第一に、原田・高田 (1993) では、都道府県別合計特殊出生率を被説明変数とし、家計収入、女性賃金、住宅費、進学率、教育費を説明変数として、対数線形の回帰分析を行っている。上記の子どもの数の需要関数にあった、家計の所得、妻の賃金、子どもの養育の実質費用が全て含まれている。

第二に、森田 (2006) では、2002 年に調査された家計の個票サンプルを用いて、世帯子ども数及び世帯理想子ども数を予定子ども数で除した数の二種類を被説明変数とし、養育費、所得、その他の外生変数（夫婦の年齢、夫婦の学校教育年数、最年長の子どもの年齢、双子ダミー、祖父母同居ダミー）を説明変数として、対数線形のウェイト付最小二乗法で分析している。理論で導かれた三つの決定要因のうち、家計所得と衣食・医療・教育などにかかる養育費が用いられている。なお妻の賃金に当たる部分に関しては、直接に該当する変数は入

っていないが、妻の年齢や教育年数を使用することで女性の収入を上げる潜在的な要因として扱えるとしている。

これらの分析において、説明変数として共通に使用されている、家計の所得と養育費用について明らかにされたことは、

- (1) 家計の所得の上昇は、子どもの数や出生率を増加させる。所得効果が発生するといえる。
- (2) ところが、子どもの価格（養育費用など）の上昇は、子どもの数すなわち出生率を減少させる。養育の機会費用である女性賃金も、出生率に対して負に有意な影響を与える。女性の収入が増えても、所得効果は起こらず、子どもの数を減らして養育費への支出を高めるといふ、質への選択がなされる。

また、子育ての環境については、

- (3) 地価の高さが子どもの数に負に有意な影響を与えることから、住宅事情の改善が、子どもの数に正に有意な影響を及ぼす。
- (4) 保育所の定員数が多いほど、出産する確率が高い。

ことが挙げられる。

これらの先行研究は、出生率を決定する要因を明らかにしたという点では有意義であるが、分析結果を踏まえて出生率向上のためにどのような政策が有効・無効あるいは非効率であるのかにまでは、言及されていない。実証分析に用いたデータについても、政策提言に不可欠なマクロデータが都道府県別のものにとどまっており、地域の特性が考慮されていない。

第3項 政策変数について

原田・高田（1993）、森田（2006）では注目されていなかったが本稿を執筆する上で重要となる概念として、政策変数が挙げられる。本稿の主要な先行研究と位置付けた阿部・原田

(2008) では既存の研究で考慮されなかった政策変数を取り入れ、政策コストとその効果について分析している。日本全体あるいは都道府県ベースのデータやサーベイによる家計の個票データから、出生率を決定する要因を探ろうとしていたこれまでの論文では、政策変数と結びつけて分析されていなかった場合が多いのである。

これに対し、阿部・原田 (2008) では、全国の市区町村別データを、出生率決定の要因変数と政策変数を結合して分析し、推計結果から政策効果を明らかにすることを試みている。

具体的には、1998～2002 年の市区町村別合計特殊出生率の平均推計値を被説明変数とし、2000 年における課税対象所得額 (理論での家計の所得にあたる)、女性賃金 (妻の賃金)、地価 (養育費のうちの住宅費の代理変数とみなしている)、15 歳以上通学者数対 15～24 歳人口比率 (養育費のうちの教育費の代理変数)、保育所制約指標 ((待機児数 + 在所児数) / 保育所定員数で作成され、この指標が大きくなるほど保育所に入所し難くなる) を説明変数として、クロスセクション分析を行っている。

これらの説明変数のうち、地価と保育所制約指数は、政策的な説明変数である。阿部・原田 (2008) では、このような政策変数を出生率決定の要因変数と結合して分析することで、推計後に政策手段の検討をより明確に行えると論じている。検討された政策手段は、児童手当、保育所整備、地価対策の 3 つであった。なお、政策の効果を分析するためには、マクロデータの可能な限りの最小の分割である市区町村ごとの情報を取ることが望ましいとされている。サンプル数が都道府県データに比べて多く得られること、行政境界に沿った政策データの利用が可能であること、地域性が明確であることが、その理由である。

結論として、まず回帰分析からは、地域の所得や子どもの養育にかかる女性の時間費用の高さ、住宅費の高さ、教育への志向の高さ、保育環境の未整備が、出生率に負の影響を及ぼすことが示された。

このことから、巨額の財政支出を必要とする児童手当は効果が小さく、手当の制度設計を適切なものとしないと、かえって出生率に負の影響を及ぼすこともありうることを述べている。保育所の整備については、特に都市部において、児童手当の 4 分の 1 程度のコストで出生率を回復しうるとはいえ、子どもを 1 人増加させるために 2,780 万円の費用がかかり、対

する効果は0.1程度の回復にとどまる。一方、地価の下落は、出生率の回復にある程度の効果を持っていると考察している。

阿部・原田（2008）によって、都道府県よりも精細な市区町村別の分析における出生率の決定要因が明らかにされたが、人口10万人を基準としたサンプルの分割では、まだ地域の特性を十分に考慮したとは言い切れない。また、1時点でのクロスセクション分析のため、出生率への影響が政策によるものなのか、サンプルの属性などそれ以外によるものなのか、判断することができない。ゆえに、検討の余地が大いにあると考えられる。

第2節 本稿の位置づけ

本稿では、Becker（1965）やWillis（1978）の理論を踏まえたうえで、分析に使用する代表的な変数については、阿部・原田（2008）をはじめとする先行研究と同様に扱うこととしたいが、主に3点の独自性を加えて、出生率向上・個人の理想子ども数の達成といった我々の目的をより実現し得る政策を提言したいと考えている。

まず、分析の対象を東京圏に絞っている点である。これは、本稿の現状分析で明らかにされた、東京圏では他地域に比べ、数・割合ともに若者が多いのにも関わらず出生率が低く、ところが彼らも全国平均並みの理想子ども数を掲げている、といった状況に的確に対応するためである。個人が理想にかなった子ども数を持つことができるよう、出産・子育てのしやすい環境を整えることは、自治体の重要な役割である。それと同時に、東京圏は日本全体の大きな社会問題である少子化に歯止めを掛けること、すなわち出生率の向上のために、適切な政策を打ち出すことで最も効果の上げられそうな地域だと捉えた。人口規模のみでサンプルを分割した先行研究よりも、1都3県に限定して分析することで、地域の特性を明確に考慮していると言えよう。

次に、分析手法として、クロスセクション分析ではなくパネル分析を採用したことである。これは前述のとおり、阿部・原田（2008）を含め多くの先行研究が1時点での分析にとどまっており、出生率への影響が政策によるものなのか、サンプルの属性など個別効果によるものなのか、十分に判断することができなかつたという課題を克服し得る、大きな独自性かつ

貢献である。本稿では、1993～2012年のデータを5年毎にまとめて平均化し、4期を時系列としたパネルデータを用いて実証分析を行った。

更に、分析における変数について、独自の説明変数を加えている点である。都道府県別データに比べ入手の困難な市区町村別データであるが、本稿では先行研究よりも多くの、出生率決定の要因になっており、かつ政策に結び付けられるようなデータを入手し、説明変数として分析に取り込んだ。次章で詳述するが、一住宅当たり延べ面積と核家族世帯率である。先行研究でも使用されていた変数についても、データを新しくすることで、現在の東京圏における出産・子育て環境をより正確に捉えることができている。

第3章 理論・分析

第1節 変数選択

第1項 被説明変数

被説明変数には、厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」の「合計特殊出生率」を用いる。合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」であり、ある期間の出生状況に着目した「期間合計特殊出生率」と、ある世代の出生状況に着目した「コーホート合計特殊出生率」がある。一般的に年次比較、地域比較等に用いられるのは「期間合計特殊出生率」であるため、本稿では「期間合計特殊出生率」を「合計特殊出生率（以下、出生率）」として用いる。この調査では、出生率は1998～2002年、2003～2007年、2008～2012年の5年毎に算出されており、これらの値を各時点の被説明変数として用いる。

第2項 説明変数

出生率に影響を与える要因として、本稿では先述した先行研究に倣い、以下の7つの説明変数を用いる。データの都合上、同じ意味を持つものに置き換えたものや、加えることのできなかった変数もあるため、この点を予め本稿の限界として述べておく。

《家計の所得》

(1) 世帯収入（千円）

家計の所得を示す変数として、世帯収入を使用する。これは総務省「市町村税課税状況等の調」の「課税対象所得」の1993～2012年までの毎年データを5年毎に平均化し、その値を5年毎に集計される総務省「国勢調査」の「一般世帯数」で除したものである。

世帯収入は一般的に出生率に対して正に有意であることが指摘されているが、高い値の時には単に子どもの数を増やすのではなく、一人の子どもに対しての教育の質をより高め

ようとすることも指摘されている。本稿では出生率に対しての影響は逓減していくものだと考え、自然対数を取り説明変数とした。

《養育の機会費用》

(2) 女性賃金 (千円)

先述した先行研究同様、女性賃金を養育の機会費用として本稿でも採用する。データは厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の1999～2012年のものを用いる。この調査では都道府県別の女性賃金しか集計されておらず、市区町村別のパネルデータ分析を行う本稿では不適切であるように思える。しかし、そもそも賃金のデータは、その賃金を得る者が「住んでいる場所」ではなく、「賃金をもらう仕事をする場所」のデータであるため、都道府県単位でのデータを使用しても問題ないと考え採用する。阿部・原田(2008)でも同様の理由でこのデータを使用している。

養育の機会費用は、子育てをすることによって失われる利益であるため、出生率に対して負に有意であると考えられる。

《養育費用》

(3) 一人あたり教育費 (千円)

子どもの養育費用を示す変数として、一人あたり教育費を使用する。総務省「地方財政状況調査」の「教育費」を、文部科学省「学校基本調査」の「小学校児童数」、「中学校生徒数」、「高等学校生徒数」の合計値で除したものである。いずれのデータも毎年のものであり各時点の平均値を使用している。

養育費用は出生率に対して正に有意であると指摘されている。

(4) 住宅地平均地価 (円/ m^2)

一人あたり教育費と同様に子供の養育費用を示す変数として、国土交通省「都道府県地価調査」の「標準価格（平均価格）（住宅地）」を使用する。先述した先行研究でも子どもの養育費用として住宅費をあげており、阿部・原田（2008）では住宅地平均地価を住宅費として用いている。本稿でも同様にこれを採用する。

尚、パネルデータ分析をするにあたって、地価をラグ付き説明変数として使用した。これは住居選択が出生行動より先んじて行われることを考慮して設定した。浅見ほか（2000）によると、第一子出産以前に住居選択に関する考慮が行われていることが指摘されており、この点から住居選択と出生行動の間には一定期間の隔たりがあると考え、ラグ付き説明変数とした。

一人あたり教育費同様、住宅地平均地価も出生率に対して負に有意であると予想した。

《その他の説明変数》

(5) 一住宅あたり延べ面積 (m^2)

本稿独自の説明変数の一つとして、総務省「住宅・土地統計調査」の、「一住宅あたり延べ面積」を使用する。本稿第一章第二項で述べたように、東京圏に少子化をもたらす主な理由として、「住宅の狭さ」に着目した。「平成 17 年度版 国民生活白書」によると、東京圏では最低水準³に満たない世帯割合が他道府県に比べ非常に高いことが指摘されている。子育てをしていく中でさらに第二子、第三子と家族が増えていく場合、住居の問題は深刻であると考え、住居面積は出生率に正に有意に働くという仮説を立てた。

「平成 17 年度版 国民生活白書」では、住宅がある程度広ければ出生率には影響を与えないが、一定限度を超えて狭いと出生率が低くなるという関係が指摘されている。住居面積の出生率に対する影響は逡減していくと考え、自然対数をとった。

尚、住居面積も住宅地平均地価と同様の性質があると考え、ラグ付き説明変数としている。

³国土交通省「住宅建設五箇年計画（第八期）」によると、最低居住水準とは、「健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準」をいう。例として、家族 4 人では $50m^2$ 以上の広さ等の基準が定められている。

(6) 核家族世帯率 (%)

本稿第一章第二項で、核家族世帯の増加が東京圏で出生率が低い要因の一つであることを述べた。よって、核家族世帯率は出生率に負に有意に働くと仮説を立て、その効果を検証する。使用したデータは、総務省「国勢調査」の「核家族世帯数」及び「一般世帯数」で、前者を後者で除したものが「核家族世帯率」である。

(7) 保育所定員指数 (%)

樋口・松浦・佐藤 (2007) では、家族政策変数として都道府県の児童一人あたり保育所定員数を使用しており、定員数が多いほど第一子目の出産確率が高いという結果を示した。本稿でも同様に、保育所の定員数は出生率に正に有意であるという仮説を立て、説明変数として用いる。使用するデータは、厚生労働省「社会福祉施設等調査」の「保育所定員数(総数)」を、総務省「国勢調査」の「5歳以下人口」で除したものである。樋口・松浦・佐藤 (2007) では、保育所定員数が都道府県という広い地域のデータであり、生活・社会環境が異なる地域が平均化されてしまうため、その信頼性に問題があるとされているが、本稿では市区町村別データを用いているため、信頼度の高い結果が期待できる。

第2節 パネルデータを用いた実証分析

第1項 モデルの選択

本稿はパネルデータを用いた最小二乗法 (OLS) 分析を行う。データは東京圏の市区町村をクロスセクション、1993～2012年のデータを1993～1997年、1998～2002年、2003～2007年、2008～2012年の5年毎にまとめて平均化した、第一時点から第四時点までの4期を時系列とするパネルデータを使用する。

パネルデータを用いるメリットとして、クロスセクションデータでは測れない観測対象の個体それぞれが持つ特性を測れることが挙げられる。この観測対象の個体それぞれが持つ特性のことを個別効果と呼ぶ。この個別効果は時系列データの影響を受けないとされる。プーリング回帰モデルでは、パネルデータの時系列を考慮せず、クロスセクションデータと

して扱い回帰分析を行う。ここでは簡略化のため、説明変数を X_i の一つだけで説明する。ここで α_i は個別効果である。このとき被説明変数 Y_i は以下式で表される。 β_0 、 ε_i はそれぞれ切片、誤差項である。

$$Y_i = \beta_0 + \beta_1 X_i + \alpha_i + \varepsilon_i$$

ここで個別効果 α_i が説明変数 X_i と相関する場合、 α_i は、

$$\alpha_i = \gamma_i X_i + v_i$$

で表され、被説明変数 Y_i は、

$$Y_i = \beta_0 + (\beta_1 + \gamma_i) X_i + (v_i + \varepsilon_i)$$

で表されることとなり、 β_1 を推計する結果が、実際は $\beta_1 + \gamma_i$ を推計したことになる。このモデルでは個別効果が測れないため各個体の個別効果が全て等しい場合のみは有用だとされるが、実際にはそのような状況は起こりにくいと考えられるため、パネルデータを使用できる場合は以下の2通りのモデルのどちらかを使用することが一般的である。

パネルデータを用いることで、個体間の違いである個別効果を考慮して推計することができる。個別効果が、説明変数と相関を持つ定数項であることを想定したモデルを「固定効果モデル」と呼び、説明変数とは相関せず独立確率分布に従う変数であることを想定したモデルを「変量効果モデル⁴」と呼ぶ。

固定効果モデルの式は、

$$Y_{it} = \beta_0 + \beta_{1t} X_{it} + \alpha_i + \varepsilon_{it}$$

であり、この階差をとると、

$$\Delta Y_{it} = \beta_{1t} \Delta X_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

となり、個別効果 α_i を取り除いて推計することができる。

本稿では、適切なモデルを採択するために各種の検定を行った。まず、プーリング回帰モデルと固定効果モデルとの間のモデル選択として、F検定を行った。F検定の結果、「各個体の個別効果が全て等しい」という帰無仮説が1%の有意水準で棄却され、固定効果モデル

⁴ 変量効果モデルの詳細な説明は本稿では割愛する。

が採択された。次に、固定効果モデルと変量効果モデルとの間のモデル選択として、Hausman 検定を行った。Hausman 検定では、「個別効果が説明変数と無相関である」という帰無仮説と、「個別効果が説明変数と相関を持つ」という対立仮説とを立て、カイ二乗検定を行う。その結果、1%の有意水準で帰無仮説が棄却され、固定効果モデルを採択した。

以上の検定結果より、本稿では固定効果モデルを採択し、分析を行う。

第 2 項 分析モデル

分析のモデルは以下の通りである。

$$Y_{it} = \beta_0 + \sum_{k=1}^7 (\beta_k \cdot X_{kit}) + \alpha_i + \varepsilon_{it}$$

i : 観測市区町村数 (1, 2, ..., 248)

$t=1$: 第一時点、 $t=2$: 第二時点、 $t=3$: 第三時点、 $t=4$: 第四時点

Y_{it} : 合計特殊出生率

β_0 : 切片

$\beta_{1\sim 7}$: 各説明変数の推計値

X_1 : 世帯収入

X_2 : 女性賃金

X_3 : 一人あたり教育費

X_4 : 住宅地平均地価

X_5 : 一住宅あたり延べ面積

X_6 : 核家族率

X_7 : 保育所定員指数

α_i : 個別効果

ε_{it} : 誤差項

第3節 推計結果

推定結果は以下の通りである。(表1、表2)

変数	係数	標準誤差	t 値	有意性
世帯収入 (対数使用)	0.1584877	0.1147813	1.38	—
女性賃金	0.0035632	0.0019267	1.85	*
一人あたり教育費	-5.12E-05	0.0000723	-0.71	—
住宅地平均地価 (ラグ付き)	-4.99E-07	7.25E-03	-6.89	***
一住宅あたり延べ面積 (対数使用) (ラグ付き)	0.3372526	0.1463747	2.30	**
核家族世帯率	0.3286691	0.2841624	1.16	
保育所定員指数	0.441473	0.176989	2.49	**
サンプル数	205			
グループ数	115			
自由修正済み決定係数	0.7786			

*10%水準、**5%、***1%水準で有意である。

(表1) 推計結果

変数	サンプル数	平均	最小値	最大値
合計特殊出生率	708	1.24444	0.74	1.65
世帯収入（対数使用）	1,218	8.35628	7.73818	9.50922
女性賃金	742	245.9903	225.4	283.3
一人当たり教育費	610	431.0143	134.7677	2155.13
地価（ラグ付き）	402	237483.8	12480	1532620
一住宅当たり延べ面積（対数使用）（ラグ付き）	727	4.290379	3.82733	4.9362
核家族世帯率	1,409	0.60392	0.31734	0.78751
保育所定員指数	542	0.24788	0.04518	1.25984

（表2）記述統計量

第4節 推計結果の考察

以上の推定結果の考察を行う。

(1) 世帯収入

所得効果が存在し、正の相関があると予想したが、有意な結果は得られなかった。しかし、所得については先行研究によっても結果が分かれており、大きく予想に反した結果ではなかった。

(2) 女性賃金

養育の機会費用である女性賃金が高いほど出生率は低くなると予想したが、予想に反し正に有意な結果となった。この結果について、女性賃金の上昇に伴って家計の所得が増加したことが、出生率に対して正に有意な結果となった理由ではないかと考える。先述の通り、出生率に対しては所得効果が働くことが理論や先行研究で明らかにされている。子どもにかかる養育費用が増加する一方で男性の平均収入が減少している昨今、女性が働くことで所得制約上の理由で子どもをあきらめるといったケースが減少すると考えられる。養育費

用が高まっている今、家計が安定した経済基盤を確保できるよう、国や自治体、地域社会等で仕事と子育ての両立支援を行っていく必要がある。

(3) 一人あたり教育費

養育費用が高いほど出生率は高くなると予想したが有意な結果は得られなかった。

(4) 住宅地平均地価

養育費用の住宅費を表す住宅地平均地価が高いほど出生率は低くなると予想し、理論や先行研究通りの結果が得られた。

(5) 一住宅あたり延べ面積

住居面積は出生率に正に有意に働くという仮説通りの結果が得られた。

(6) 核家族世帯率

核家族世帯率は出生率に対して負の相関があると予想したが、予想に反し正に有意な結果となった。この結果について、核家族そのものが出生率向上を阻害するのではなく、親からのサポートを身近に受けられない状況が出生率の阻害要因であることに着目し、生活スタイルや価値観が変化した現在においては、核家族が増加することもやむを得ない状況であるといえる。対策すべきは、地域から孤立し親のサポートも得られない子育て世帯を減らすことであると考え。

(7) 保育所定員指数

予想通り、保育所定員指数は出生率に対して正の相関を持つことがわかった。その地域に住んでいる子どもの数を踏まえて、十分な定員を設けられるように保育所を整備していくことが必要である。我々の予想通りの結果ではあったが、先行研究等では出生率が保育所定員数をあげるのではないかと、という逆の因果関係の可能性についても指摘されている。本稿ではデータの制約上、因果関係について分析から導くことはできなかったため、この結果を政策提言には積極的に用いないことにする。

得られた以上の結果をもとに、次章で政策提言を行う。

第4章 政策提言

以上の分析結果から、東京圏における出生率に対して、「一住宅当たり延べ面積」「保育所定員指数」が正に有意な影響を、「地価」が負に有意な影響を与えることが分かった。「保育所定員指数」に関しては、待機児童解消の取り組みが多く自治体で重視されている。子どもの養育費の代替変数として使用している「地価」という要因に関しては、既に子育て世帯への補助金や助成金の給付が各自治体で行われている。また、「一住宅あたり延べ面積」に関して、各自治体で子育て支援住宅の認定と、その入居者に対する家賃補助等が実施されているが、その数は非常に少ない。しかし、子育て世帯にとって住宅環境は重要なので、特に住宅の整備に焦点をあてる。

具体的な政策としては、「床面積の広さ」や「間取り」、「保育所へのアクセスのしやすさ」などの要件を兼ね備えた子育て支援住宅の増築を阻害する要因を以下の二つの政策により取り除き、子育て支援住宅の建設を促進する。すなわち、支援住宅認定対象にリノベーション住宅も含めることと、新たな税制を導入することである。このことにより、子育て世帯の若者や出産を希望する若者が、子育て支援住宅にアクセスしやすくなり、希望する子ども数を出産することが可能となり、ひいては少子化問題の解決につながると考える。

第1節 子育て支援住宅の現状

分析より、「一住宅当たり延べ面積」が出生率に正の影響を与えていることが分かった。つまり、居住面積が広いということは、子育てをしやすい環境であるということがいえる。実際、内閣府「平成17年度国民生活白書 子育て世代の意識と生活」においても、大都市における「最低居住水準」（健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準）に満たない世帯割合が他の地域を大きく上回っており、住宅面積が狭い大都市ほど出生率が低いということが示唆されている。

このような結果を踏まえて、居住面積が狭いという出産阻害要因に関して、既に各地域で対策が取られている。具体的に説明すると、「居住面積の広さ」の他に「近隣の保育所整備

がされているか」や「小児用夜間救急をもうけている医療施設へアクセスがしやすいか」等、子育てにおいて重視される要件を満たす住宅を認定し、その入居者には家賃補助や住宅ローン金利優遇といった形で、金銭的な補助を与えている。例えば、埼玉県においては、「子育て応援住宅」が制度化されている。その一例として、「マンション全体の二分の一以上は住戸専用面積が65平方メートル」という事業全体に関する要件や、「収納スペースが住戸専用面積の8%以上ある」という住宅構造の要件、その他、保育所や学校、病院、商店街までの距離の項目を挙げ、これらを満たしたマンションを「子育て認定マンション」として認定する。認定を受けた住居の購入者は、住宅ローン金利の優遇が適用されるというものである。

このような子育て支援住宅が、出産を希望する夫婦にとって、どれくらいの需要があるのかについてまとめる。厚生労働省「第14回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」によると、理想の子ども数を持たない理由として、上位から、「子育てにお金がかかりすぎるから(55.3%)」「仕事に差し支えるから(21.1%)」に次いで、「家が狭いから(15.9%)」が挙げられている。このことから、子育てに適した広さが確保されている子育て支援住宅は、出産の阻害要因を取り除くという点で、需要が十分にあるといえる。さらに、「“子育て世帯の住まい探し”実態調査（アットホーム調べ）」によると、子育てを考慮して住宅を選ぶ際、重視する住環境として、半数近くが「スーパーなど買い物施設が近い」「病院が近い」「公園が近い」といった条件を挙げていることから、こうした要件を満たす「子育て支援住宅」は、出産だけでなく子育てを考慮する若者にとって、魅力的な物件であると言える。その一方で、子育て支援住宅の供給をみると、例えば東京都墨田区では、「子どもを持つ世帯が子育て支援住宅を選択できる割合」（子育て支援住宅件数/核家族世帯数）は4.57%であり、低い数値をとっている。このように、需要と供給との間にずれが生じていることから、現行の子育て支援住宅の認定システムは、うまく活用出来ていないと考えられる。つまり、十分な延べ面積を備えた子育て支援住宅の認定は各自治体によって行われているのにも関わらず、子育て支援住宅の数が増えず、子どもを持ちたい若者がそこに住むことができないでいる。

子育て支援住宅の供給が少ない原因は、以下の二つであると考えられる。一つ目は、土地面積は有限であるにも関わらず認定対象の大半が新築住宅であることである。二つ目に住宅の提供者にとってのメリットが、自身のイメージアップ程度にとどまることである。

一つ目に関して、「国土交通省 平成二十年法人土地基本調査」によると、東京圏の、空き地の割合は0.016%（全国平均0.06%）と非常に小さい値である。（空き地面積/法人所有面積（宅地+宅地以外））今後、新築の子育て支援住宅を新築し続けるということは、不可能であろう。

二つ目に関して、この認定システムを活用することによる入居者のメリットとして、住宅ローン金利優遇や家賃補助等を受けられることが挙げられる。一方で、事業者としては、認定基準が厳しく初期投資が莫大であるにも関わらず、それに見合った利益が不明瞭であり、メリットは企業の評価が上がるということにとどまる。つまり、認定を受けるために、子育て支援住宅を積極的に供給するインセンティブが少ないと言えるだろう。

次節からは、限られた空きスペースで子育て支援住宅の数を増加させる政策と、子育て支援住宅を供給するインセンティブを付与する政策の二つを、提言する。

第2節 政策提言

第1項 子育て向けリノベーション住宅の認定

子育て支援を目的としたリノベーション住宅の例としては、東京急行電鉄が、渋谷区が所有する旧職員住宅の土地建物を借り受け、ひとり親対象の「みんなで子育てする”シェアハウス」を開業している。また他の例では、住友林業が社宅として利用されていた建物を、子どもの健やかな成長を育むためのアイデアを採用した、子育て支援分譲マンションにリノベーションをしている。リノベーションが行われている住宅の区分としては、持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家に分けられる。リノベーション住宅はあくまで、既存の住宅を改装した住宅なので、新たに増築スペースを確保する必要がないことが利点である。

ここで、現在、子育て支援住宅として認定される物件の内訳をみると、認定物件のほとんどが、子育て応援マンションや子育て支援住宅といった新築の物件であり、上記のような中古住宅や空き住戸等をリノベーションした住宅は少ない。そこで、持ち家と民営の借家のリノベーション住宅も子育て支援住宅として認定し、入居者が住宅ローン金利優遇や家賃補助等を受けられることができるように、国が自治体に推進することを提言する。

この一つ目の政策が施行された後には、既存の住居を子育て支援住宅に改装することになるため、新築の子育て支援住宅のための新たな土地を確保できないという懸念も解消される。そういった懸念が解消された事業者は、子育て支援住宅へのリノベーションに取り組むようになる。入居者は、リノベーションを行った支援住宅を選択すると住宅ローン金利の優遇や家賃補助等を受けられるというメリットが存在するため、需要も増加する。需要が供給を生み出すことを踏まえると、この政策を施行することによって、結果として、リノベーションされた子育て支援住宅の認定件数が増加すると考える。

第 2 項 「ゆかりん税制」による子育て支援賃貸住宅への税優遇

前節で、自治体の子育て支援住宅認定制度の中にリノベーションを組み込むよう、提言した。つまり、家賃補助等を行なうことで消費者の需要を喚起し、また新しい形態の子育て支援住宅を認定することで供給の喚起をも狙ったものであった。しかし、こうした住宅を供給するインセンティブが、現状では認定によるイメージ向上にとどまり、供給意欲が喚起されていないと考えられる。そこで本節では、提供者の意欲的な子育て支援住宅の供給を目指し、割増償却を用いた法人税優遇によるインセンティブ付与政策、称して「ゆかりん税制」を提言する。この政策の対象は大きく二種類の住宅に分類できる。つまり、前節で述べた各自治体が認定した子育て支援賃貸住宅と、それに加えて、子育て向けにリノベーションされた賃貸住宅である。以降、リノベーション住宅が各自治体での認定対象になったと仮定して論じる。

本提言、「ゆかりん税制」は、現在行なわれている、くるみん税制に並列させている。くるみん税制は平成 27 年 4 月に改正された次世代育成支援対策推進法の一環として行なわれ、従業員の子育てを支援する計画を立案し実行した企業が「くるみん認定」の対象となる制度である。企業が立てる計画は、育休制度等の充実と次世代育成支援対策資産の導入に分類される。次世代育成支援対策資産とは、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした資産のことである。くるみん税制は、こうし

た計画を企業が各々定める期間内に達成した場合、その資産（減価償却資産）は割増償却されるという制度である。そうすることで、企業に従業員の子育て支援を行なうインセンティブが与えられ、多くの企業が子育て支援を行っている。

「ゆかりん税制」の対象(自治体が認定した子育て支援賃貸住宅、子育て向けにリノベーションされた賃貸住宅)が、減価償却の対象に含まれるかを検討する。減価償却資産とは、国税庁によると「事業などの業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といいます。」とされている。また、賃貸目的の固定資産は対象内であり、一方で販売目的の棚卸資産は対象外である。本提言の対象に適用すると、子育て支援住宅とリノベーション住宅の中でも、減価償却資産は賃貸目的で建設、改装された住宅に限られる。結論として、自治体の認定では、新築住宅・リノベーションの両方において売却・賃貸目的を問わなかったが、「ゆかりん税制」では、賃貸目的の住宅・リノベーションが対象となる。

続いて、減価償却と割増償却について説明する。減価償却とは、経年や使用によって価値が減少し、それによって収入を生み出す資産に対して行われるものである。例えば、1000万円の資産を取得した場合、その年度に1000万円全額を計上すると、大きな赤字になる可能性がある。そこで、費用収益対応の原則に基づき、その資産の耐用年数で、取得金額を除いた額を、年度ごとに分割して計上する。一方、割増償却とは、特定の減価償却資産をつくり出しまたは取得し、事業開始以後、一定の期間内において、「固定資産の普通償却額×割増償却率」を償却する方法である。その利点は、最終年の減価償却費が少なくなるので、その分を次の投資にあてることができ、更に、割増の適用期間中は通常の償却費よりも多くの支出を計上できるので、その期間中の企業の利潤が減少し、法人税額が抑えることができるという二点にある。

それらの賃貸目的で建設、改装された住宅が各自治体の認定基準を満たす時、ゆかりん税制が重ねて適用される。この税制の提供者に対するメリットは、先述のくるみん税制と同じく、割増償却による法人税軽減措置である。次世代育成支援対策推進法における次世代育成支援対策資産に、自治体の認定を受けた子育て支援賃貸住宅と、同じく認定を受けたリノベ

ーション賃貸住宅を組み込む。そのいずれかの住宅を建設する計画を提出し「ゆかりん認定」を受けた事業年度から三年間、その資産について割増償却率 15%で減価償却が可能になる。

以下に、ゆかりん税制を受けるまでの流れと、割増償却の適用イメージを、以下にそれぞれ示している。（表 3、4）図 16 は、本稿の政策提言を示したものである。

ゆかりん税制を受けるまでの流れ
①次世代法に基づく行動計画に、ゆかりん税制の適用を受けたい「次世代育成支援対策資産」すなわち、子育て支援賃貸住宅または、子育て向けリノベーション賃貸住宅の建設・改装を、目標として書き込む
↓
②行動計画に基づき次世代育成支援資産づくりを実施し、行動計画期間内に当該資産を実際に導入する
↓
③行動計画期間が終了し、各自治体の担当部署に子育て支援住宅認定を申請する際に、行動計画書・報告書を提出する
↓
④導入した資産が、各自治体の定める子育て支援住宅の基準を満たすことが確認された場合、次世代育成支援対策資産の導入証明書が交付される
↓
⑤導入証明書を持参し、税務署にゆかりん税制適用を申請する

（表 3）厚生労働省「くるみん税制が改正・延長されました」を参照し、著者作成

ゆかりん税制における割増償却の適用イメージ

(例) ある企業が 1000 万円の住宅資産を購入し、その資産を 10 年で減価償却を行う場合

<定額法の場合>

1 年間で 100 万円ずつ減価償却を行う

<ゆかりん税制適用の場合>

3 年間にわたり 15%の割増償却が認められるため、償却費が

$$100 \text{ (万円/年)} \times (1+0.15) = 115 \text{ 万円/年}$$

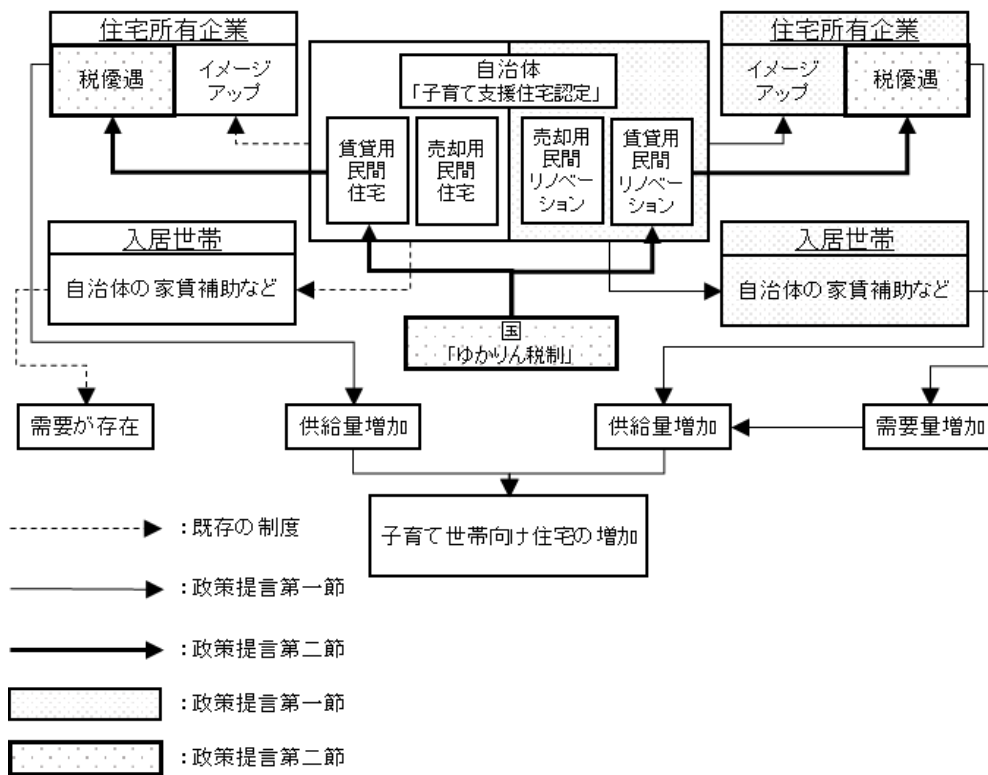
となり、通常よりも 15 万円多く損金に算入できる

つまり、資産を導入して 2 年目の事業年度に、ゆかりん税制認定を取得した場合、

経過年数	当該年度の償却費
1 年目	100 万円
2 年目	115 万円 (割増償却開始)
3 年目	115 万円
4 年目	115 万円 (割増償却終了)
5 年目	100 万円
...	
9 年目	100 万円
10 年目	55 万円

割増償却により 15 万円×3 年間=45 万円既に減価償却しているため、その分 10 年目の償却費は少なくなる

(表 4) 厚生労働省「くるみん税制が改正・延長されました」より著者作成



(図 16) 著者作成

第4章 終わりに

本稿の分析により、居住スペースの十分な住宅を確保することが、子育て世帯にとって重要であることが明らかになった。

居住スペースや子育て環境の整った子育て支援住宅の供給を増やすために、以下二つの政策を提言した。一つ目は、東京圏における未利用地率が小さいことを踏まえて、リノベーション住宅も子育て支援住宅の認定対象に含めることであった。二つ目は、住宅提供者のインセンティブが少ないことを踏まえて、提供者に法人税優遇を行うことであった。二点目については、単なる法人税率の引き下げという形ではなく、事業の設備投資にかかる減価償却資産に焦点を当てた点も、子育て支援住宅の増加に効果的なアプローチであるといえる。

なお、本稿の分析の限界として、データに欠損がありサンプル数が減少したことが挙げられる。一般的に、パネルデータを用いる際には完全なデータを得ることは極めて困難であるが、本稿の分析においても期待していたサンプル数よりも少ない数で分析を行うことになったことは言及しておきたい。

本稿の子育て支援住宅政策が、日本社会全体での出生率向上の一助となることを願い、本稿を締めくくる。

先行研究・参考文献・データ出典

主要参考文献

- Becker, G. (1965) “A Theory of the Allocation of Time,” *The Economic Journal*, 75 (299), pp. 493-517.
- 国税庁「減価償却のあらまし」
(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2100.htm>) 2015. 10. 25 データ取得
- 阿部一知、原田泰 (2008) 「子育て支援策の出生率に与える影響：市区町村データの分析」『会計検査研究』No. 38。
- 伊達雄高・清水谷諭 (2004) 「日本の出生率低下の要因分析：実証研究のサーベイと政策的含意の検討」『ESRI Discussion Paper』No. 94 内閣府経済社会総合研究所
- 丸山桂 (2001) 「女性労働者の活用と出産時の就業継続の要因分析」『人口問題研究』第 57 号、国立社会保障・人口問題研究所
- 岩田一政 (2014) 『人口回復』日本経済新聞出版社
- 近藤幹生 (2014) 『保育とは何か』岩波書店
- 原田泰、阿部一知 (2004) 「地方の土地は安いのか」『エコノミスト』11 月号
- 原田泰、高田聖治 (1993) 「人口の理論と将来推計」『高齢化の中の金融と貯蓄』、日本評論社。
- 厚生労働省「くるみん税制が改正・延長されました」
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>)
2015. 10. 25 データ取得
- 山口一男 (2004) 「少子化の決定要因と対策について：夫の役割、職場の役割、政府の役割、社会の役割」
- 山田昌弘 (2007) 『少子社会日本—もうひとつの格差のゆくえ』岩波新書
- 周燕飛 (2007) 「保育・子育て支援制度の多様化の現状と少子化対策としての課題—東京都の取組みを例として—」『季刊社会保障研究』43 巻、国立社会保障・人口問題研究所
- 松田茂樹 (2013) 「市区町村の少子化対策に関する調査」『Life Design Report』4 月号、第一生命経済研究所

- ・ 森田陽子（2006）「子育てに伴うディスインセンティブの緩和策」
- ・ 太田ひろみ（2014）「都市部での子育てをめぐる課題と大学が行う子育て支援活動」
『杏林医学会誌』45巻3号
- ・ 中川聡史（2005）「東京圏をめぐる近年の人口移動：高学歴者と女性の選択的集中」
『国民経済雑誌』第191号神戸大学経済経営学会
- ・ 等々力淳（2012）「近年の家賃の動向について」『内閣府マンスリー・トピックス』
No. 009
- ・ 樋口美雄、松浦寿幸、佐藤一磨（2007）「地域要因が出産と妻の就業継続に及ぼす影響について」『RIETI ディスカッションペーパー』No. 07-J-012、経済産業研究所
- ・ 浅見泰司、石坂公一、大江守之、小山泰代、瀬川祥子、松本真澄（2000）「少子化現象と住宅事情」『人口問題研究』56-1 pp. 8-37
- ・ 樋口美雄+財務省財務総合政策研究所『少子化と日本の経済社会』日本評論社
- ・ 未来予測研究所（1990）『出生数異常低下の影響と対策』未来予測研究所
- ・ Becker, G. and H. C. Lewis（1973）“On the Interaction between Quantity and Quality of Children,” *Journal of Political Economy*, vol.81 part 2.
- ・ Becker, G.（1960）“An Economic Analysis of Fertility,” *Demographic and Economic Change in Developed Countries, Universities-National Bureau Conference Series*, vol.1, Princeton University Press.

引用文献

- ・ 宮本由紀、荒渡良（2013）「所得補助と非所得補助が出生率に与える効果の比較—市別データを用いた分析」『日本経済研究』68、pp. 70-87
- ・ 小杉理理子、伊藤史子（2012）「住環境・コミュニティ、住まいと子育て世帯の健康やかな生活」『都市科学研究』4、61-69
- ・ 小池司朗（2009）「人口移動と出生行動の関係について—初婚前における大都市圏への移動者を中心として—」『人口問題研究』65-3、pp. 3-20
- ・ 小池司朗（2014）「人口移動が出生力に及ぼす影響に関する仮説の検証—「第7回人口移動調査」データを用いて—」『人口問題研究』70-1、PP. 21-43
- ・ 宇南山卓（2010）「少子高齢化対策と女性の就業について—都道府県別データから分かること—」『RIETI ディスカッションペーパー』No. 10-J-004、経済産業研究所

- ・ 清水昌人（2014）「大都市圏入居者のライフステージ別居住地と人口構造」『人口問題研究』70-1、P. 44-64
- ・ 千年よしみ（2013）「近年における世代間居住関係の変化」『人口問題研究』69-4、PP. 4-24
- ・ 大阪大学山内研究会（2009）「出生行動の実証分析～第2子第3子出生の決定要因～」WEST 論文発表会 2009
- ・ 別所 俊一郎（2012）「子育て支援の地域差と地方分権」『経済のプリズム』99
- ・ 高橋智彦（2009）「子育て世帯の地域間移動に関する実証分析」大阪大学大学院国際公共政策研究科修士論文

データ出典

- ・ アットホーム（2013）「“子育て世帯の住まい探し”実態調査」
- ・ ユーキャン「女性が輝く日本に関する意識調査」
- ・ 公共財団法人 21 世紀職業財団「継続就業女性の就労意識等に関する調査 2015」
- ・ 公共財団法人 21 世紀職業財団「子育てをしながら働く女性の昇進意欲やモチベーションに関する調査 2013」
- ・ 厚生労働省（2002～2012）「人口動態保健所市区町村別統計」
- ・ 厚生労働省（2010）「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」
- ・ 厚生労働省（1980～2012）「社会福祉施設等調査」
- ・ 厚生労働省「人口動態統計 平成 26 年度」
- ・ 厚生労働省「平成 22 年度国民生活基礎調査」
- ・ 厚生労働省（1999～2012）「賃金構造基本統計調査」
- ・ 国土交通省「長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定状況について（平成 27 年 6 月末時点）」
- ・ 国土交通省（1993～2012）「都道府県地価調査」
- ・ 総務省（1990～2010）「国勢調査」
- ・ 総務省（2015）「人口統計」
- ・ 総務省（1993～2012）「市町村税課税状況等の調」
- ・ 総務省（2000～2012）「地方財政状況調査」
- ・ 総務省（1993～2008）「住宅土地統計調査」

- ・ 総務省統計局（2013, 2014）住民基本台帳」
- ・ 総務省統計局「就業構造基本調査」
- ・ 統計局（2002）「就業構造基本調査」
- ・ 内閣府（2006）「少子化対策の現状と課題について」
- ・ 内閣府「社会意識に関する世論調査（平成 26 年度）」
- ・ 内閣府「平成 23 年度国民生活選好度調査結果」
- ・ 内閣府「平成 17 年度版国民生活白書」
- ・ 内閣府(2013)「平成 25 年度 家族と地域における子育てに関する意識調査」
- ・ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 平成 25 年版」
- ・ 文部科学省（2000～2012）「学校基本調査」